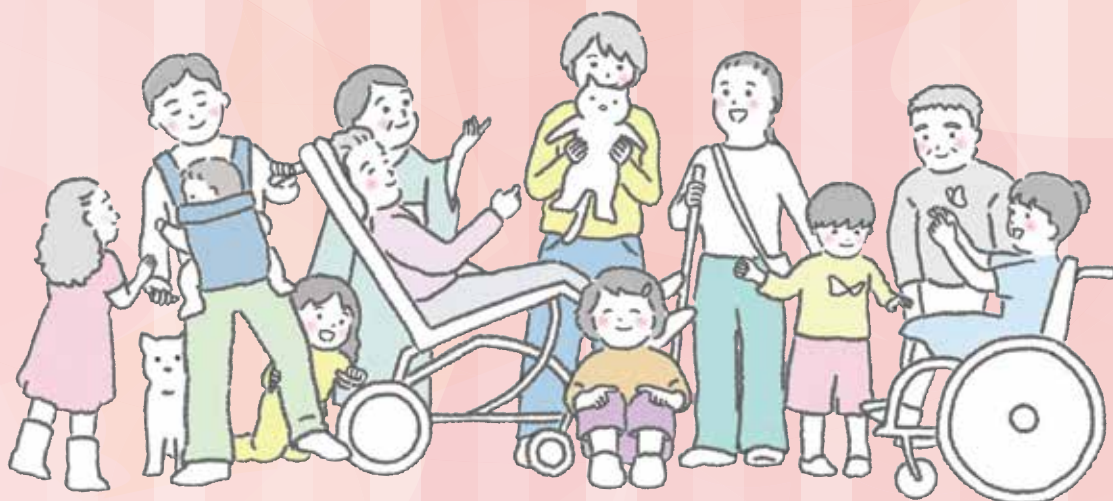


第4期川南町地域福祉総合計画

(地域福祉計画・地域福祉活動計画)

< 令和8年度～令和12年度 >

誰もが安心して
暮らすことができる福祉のまちづくり



令和8年3月

川南町

川南町社会福祉協議会

ごあいさつ

近年、人口減少や少子高齢化の進行により、地域住民のつながりが希薄化する中、社会的な孤立や生活困窮、いわゆる「8050 問題」や「ダブルケア」、「ヤングケアラー」など、地域住民が抱える福祉課題は複雑化・複合化してきております。

このような状況の中、国においては、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会、いわゆる「地域共生社会の実現」に向けた取組が進められているところです。

本町におきましても、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、地域住民をはじめ、社会福祉協議会、ボランティア、NPO、行政など、様々な関係機関が協働しながら、包括的な支援体制の構築と地域福祉の推進に努めてまいります。

この度、第 4 期川南町地域福祉総合計画（地域福祉計画・地域福祉活動計画）を策定するにあたり、第 3 期計画の基本理念である「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を継承し、引き続き地域共生社会の実現に向けて、地域住民と社会福祉関係者等が相互に協力し、より充実した地域福祉の推進に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重な御意見を賜りました川南町地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査に御協力いただきました町民の皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後とも本計画の推進に、御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 8 年 3 月

川南町長 宮崎 吉敏

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 関連計画との関係、計画の期間	2
4. 地域共生社会の実現について	4
5. 地域福祉の推進について	7
第2章 地域福祉に関する本町の状況	8
1. 人口の状況	8
2. 出生・死亡の状況	10
3. 要介護(要支援)認定者の状況	12
4. 障害者手帳所持者の推移	13
5. 生活保護受給世帯数・受給人数・保護率の推移	14
6. 園児数の推移	15
7. 児童生徒数の推移	15
8. 町民アンケート調査結果からみる本町の状況	16
9. 民生委員アンケート調査結果からみる本町の状況	29
第3章 第3期計画の評価	33
第4章 計画の基本的な考え方	40
1. 基本理念	40
2. 基本目標	40
3. 施策の体系	41
第5章 施策の展開	42
基本目標 1 町民みんながつながり、支え合うまちづくり	42
基本目標 2 地域で安全・安心に暮らせるまちづくり	46
基本目標 3 誰も取り残さないまちづくり	52
第6章 第二期川南町成年後見制度利用促進基本計画	57
1 計画策定の趣旨	57
2 計画の位置づけ	57
3 本町の現状と課題	57
4 基本理念及び基本目標	58
5 施策の推進	58

第7章 第二次川南町再犯防止推進計画	60
1. 計画策定の背景・趣旨	60
2. 計画の位置づけ	60
3. 基本方針	60
4. 施策方針	61
第8章 計画の推進	63
1. 円滑な推進のための責務と役割	63
2. 計画の点検・評価.....	64
第4期川南町地域福祉総合計画(地域福祉計画・地域福祉活動計画)策定委員 名簿	65

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

我が国では、少子高齢化や人口減少が進行する中で、地域の担い手の減少やつながりの希薄化など、地域における支え合いの基盤が弱まっています。

このような中で、地域福祉に関しては、ひとり暮らし高齢者や子育て世帯の孤立化、ひきこもり、高齢の親と働いていない独身の50代の子が同居している「8050」世帯、親の介護と子育てに同時に直面している「ダブルケア」世帯など、さまざまな課題が浮き彫りになっています。また、災害発生時や感染症流行時等における高齢者や障がい者など要配慮者に対する支援の充実が求められています。

さらに、価値観やライフスタイルの多様化から、福祉ニーズが複雑化・複合化しており、一人ひとりの生活状況に応じたきめ細やかな支援が一層必要となっています。

これらのことから、国では、「地域共生社会」の実現に向けて地域福祉の推進に継続的に取り組んでおり、地域包括ケアシステムの深化・推進や社会福祉法の改正などを通して、地域における支援体制の整備を進めています。

これまで本町では、国の「地域共生社会の実現」に向けた方針に沿って策定した「第3期川南町地域福祉総合計画（地域福祉計画・地域福祉活動計画）」（令和3年度～令和7年度）において、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を基本理念として掲げ、地域に暮らす全ての人々が支え合い、生きがいを持って生活できるよう取り組んできました。

このたび、令和7年度に「第3期川南町地域福祉総合計画（地域福祉計画・地域福祉活動計画）」が最終年度を迎えることから、これまでの施策・事業の評価や課題等を踏まえ、引き続き、地域共生社会の実現を目指して、本町の地域福祉をさらに推進するため、「第4期川南町地域福祉総合計画（地域福祉計画・地域福祉活動計画）」（以下、「本計画」という。）を策定します。

<地域共生社会とは>

「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々のくらしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会を目指すものです。



出典：厚生労働省資料

2. 計画の位置づけ

本計画は、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

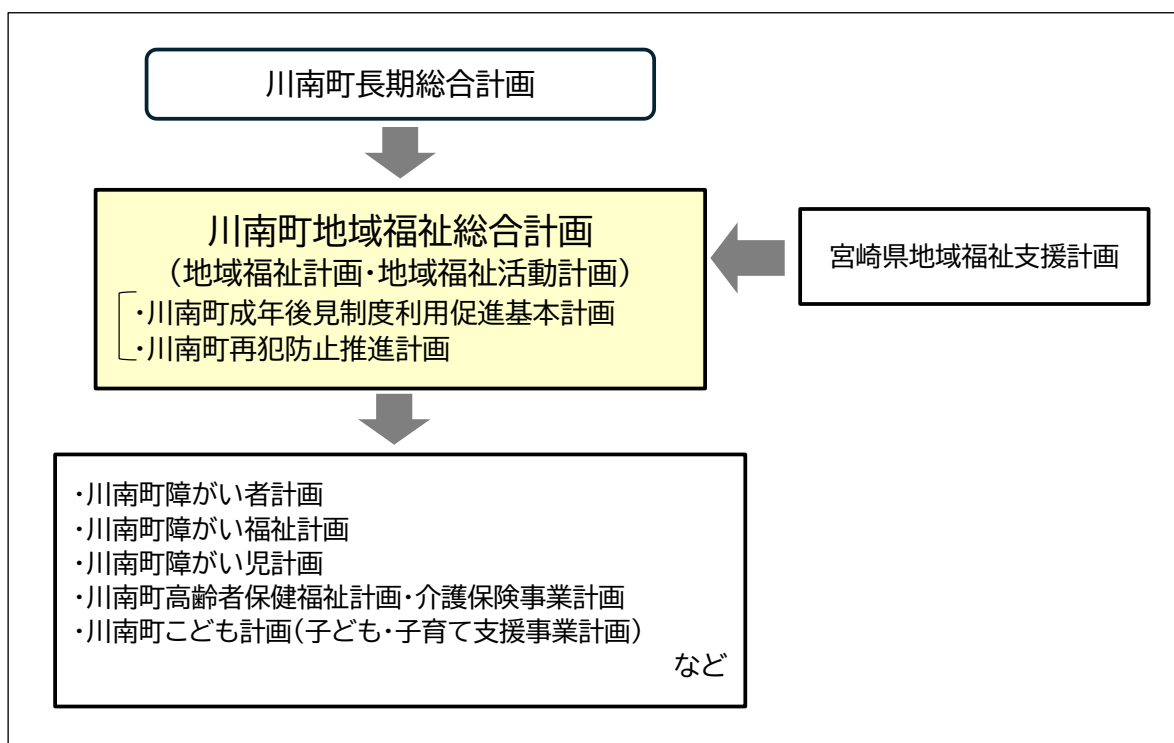
また、「第二期川南町成年後見制度利用促進基本計画」及び「第二次川南町再犯防止推進計画」としても位置づけます。

<計画の法的根拠>

地域福祉計画	社会福祉法第107条の規定に基づいて「市町村地域福祉計画」として策定
地域福祉活動計画	社会福祉法第109条の規定に基づいて設置・活動を行っている社会福祉協議会が、地域福祉の推進に向けて取り組む具体的な内容を示す「活動・行動計画」として策定 ※厚生労働省社会保障審議会福祉部会の「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」において、地域福祉計画と地域福祉活動計画の整合を図ることが規定
第二期川南町成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づいて「市町村成年後見制度利用促進基本計画」として策定
第二次川南町再犯防止推進計画	再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づいて「地方再犯防止推進計画」として策定

3. 関連計画との関係、計画の期間

本計画は、本町の基本的な指針を定めた「第6次川南町長期総合計画」を最上位計画とし、地域における高齢者、障がい者、子ども・子育て支援、生活困窮者支援等関連する分野別計画との整合を図り、福祉に関して共通して取り組む事項を定めた福祉分野の上位計画として位置づけています。



計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても社会情勢の変化や制度改正等を踏まえる中で、必要に応じて見直しを検討します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
川南町長期総合計画	第6次						第7次
川南町地域福祉総合計画	第3期	第4期					第5期
	見直し					見直し	
川南町障がい者計画	第4期	第5期					
川南町障がい福祉計画	第7期	第8期				第9期	
川南町障がい児計画	第3期	第4期				第5期	
川南町高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	第9期	第10期				第11期	
川南町こども計画 子ども・子育て支援事業計画	第3期					第4期	

4. 地域共生社会の実現について

(1) 国の動向

平成28年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において「地域共生社会の実現」が掲げられ、これまでにさまざまな法律が施行されるなど、取組が推進されています。

年度	法律等	主な内容
平成28年度	「成年後見制度の利用促進に関する法律」施行（平成28年5月）	・市町村成年後見制度利用促進基本計画の策定が努力義務化
	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定（平成28年6月）	・「地域共生社会の実現」が明記
	「再犯の防止等の推進に関する法律」施行（平成28年12月）	・地域再犯防止推進計画の策定が努力義務化
平成30年度	「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」施行（平成30年4月）	・福祉分野の上位計画に地域福祉計画が位置づけられ、区市町村地域福祉計画の策定が努力義務化 ・地域福祉計画に盛り込むべき事項として「包括的な支援体制の整備に関する事項」が追加
令和元年度	「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行（令和元年9月）	・貧困の状況にある子どもが健やかに育成される法律の目的・理念、教育の機会均等が図られるべき趣旨の明確化
令和3年度	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行（令和3年4月）	・重層的支援体制整備事業の創設、重層的支援体制整備事業実施計画の策定について記載
	「孤独・孤立対策の重点計画 令和3年度」閣議決定（令和3年12月）	・分野横断的な対応が可能となる孤独・孤立対策の推進体制を整備
	「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定（令和4年3月）	・地域連携ネットワークを全市町村で早期に整備 ・全市町村で基本計画を早期に策定
令和4年度	「第二次再犯防止推進計画」閣議決定（令和5年3月）	・重点課題に「地域による包摂の推進」等を新たに明記
令和6年度	「孤独・孤立対策推進法」施行（令和6年4月）	・孤独・孤立対策の基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項等を規定

(2)地域共生社会の実現に向けた3つのポイント

国では、地域共生社会の実現に向けて、以下の3つのポイントを示しています。

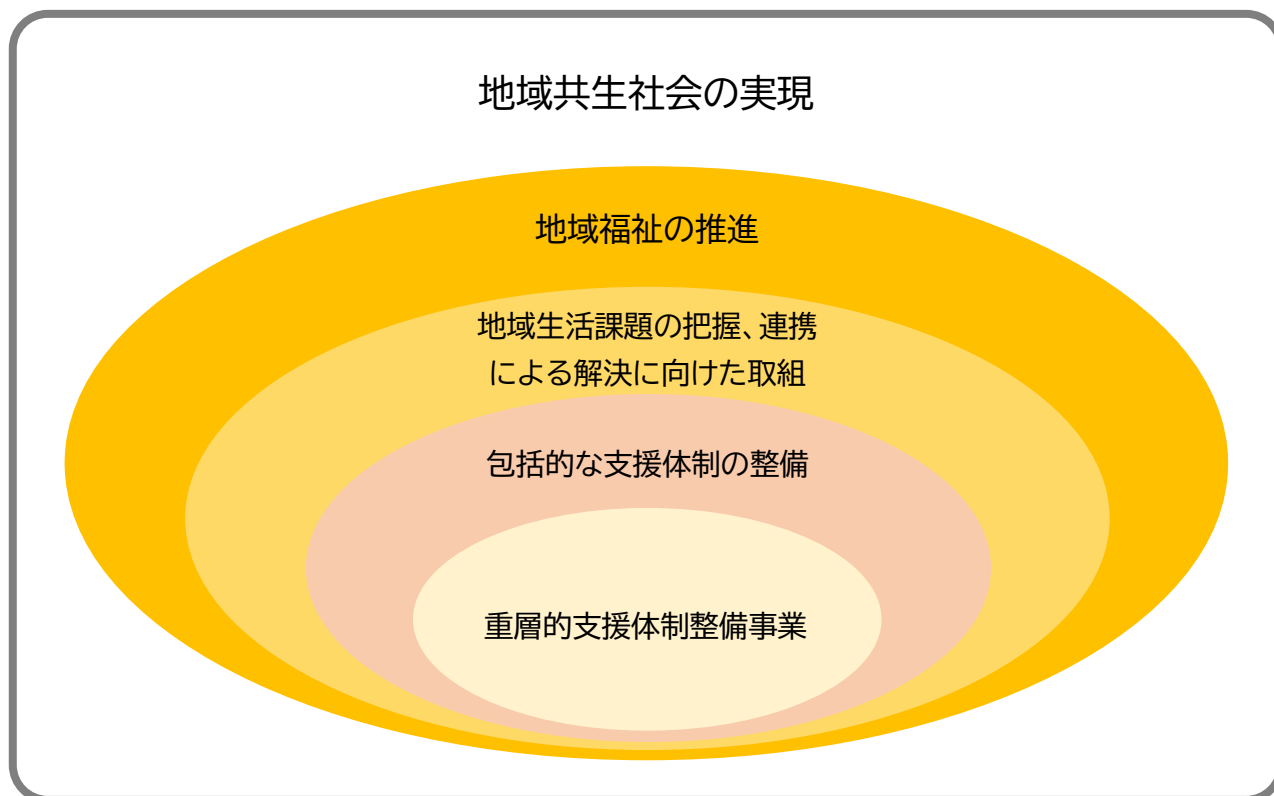
「縦割り」という関係を超える	・制度のはざまの問題に対応 ・介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮といった分野がもつそれぞれの専門性をお互いに活用する。 ・1機関、1個人の対応ではなく、関係機関・関係者のネットワークの中で対応するという発想へ
「支え手」「受け手」という関係を超える	・一方向から双方向の関係性へ ・支える側、支えられる側という固定化された関係から、支え合う関係性へ
「世代や分野」を超える	・世代を問わない対応 ・福祉分野とそれ以外の分野と一緒にできることを考える（例：保健医療、労働、教育、住まい、地域再生、農業・漁業など多様な分野）。

出典：厚生労働省資料「地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の実施について」

(3)地域共生社会の実現に向けたイメージ

国が示している地域共生社会の実現に向けたイメージは以下のとおりです。

＜地域共生社会の実現に向けたイメージ図＞



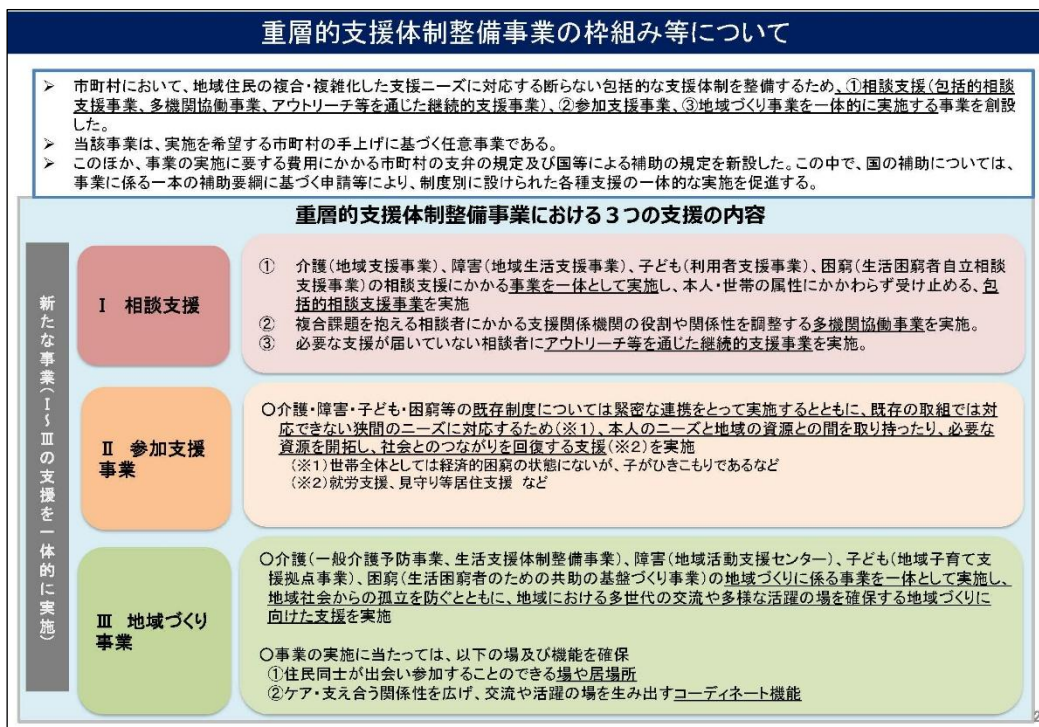
出典：厚生労働省資料「地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の実施について」

＜参考：重層的支援体制整備事業＞

令和3年4月に施行された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制を構築することを目的に、重層的支援体制整備事業が創設されました。

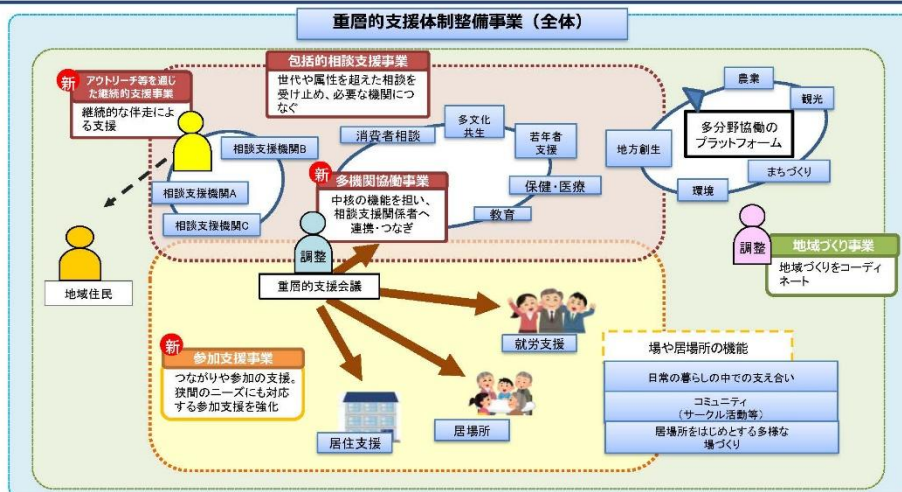
重層的支援体制整備事業では、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、生活困窮などといった、分野ごとに実施されている相談支援や地域づくりを一体的に行うことができるように、市町村における体制整備を進めていくものです。

＜重層的支援体制整備事業の概要＞



重層的支援体制整備事業について（イメージ）

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援する。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



5. 地域福祉の推進について

(1) 地域福祉とは

地域福祉とは、地域住民が年齢や障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるよう、地域住民や社会福祉関係者、行政等がお互いに協働して支え合う仕組みのことです。

「社会福祉法」では、地域住民、社会福祉関係者等が相互に協力して地域福祉の推進に努めるよう定めています。

(2) 地域福祉の推進にあたっての視点

地域福祉を推進するためには、町民、地域、社会福祉協議会、行政などがそれぞれの役割を果たし、協力することが必要です。そのための考え方として、「自助」「互助」「共助」「公助」の4つの視点があります。



出典：厚生労働省資料「平成25年3月 地域包括ケア研究会報告書」を基に作成

第2章 地域福祉に関する本町の状況

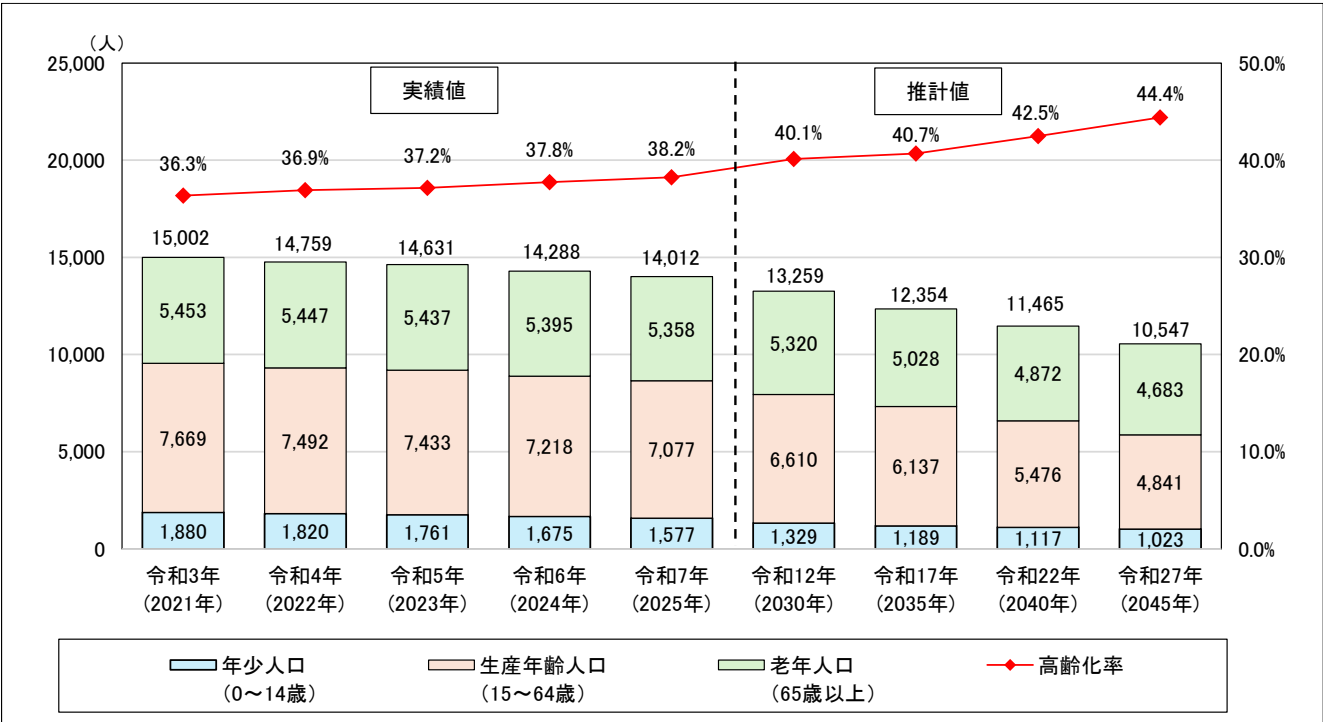
1. 人口の状況

(1) 年齢3区分別人口の推移・推計

本町の総人口は減少傾向で推移しており、令和3年の15,002人から令和7年には14,012人となり、990人減少しています。

年齢3区分別で人口をみると、各区分とも減少傾向で推移しています。このような中で、高齢化率は上昇傾向で推移しており、令和3年の36.3%から令和7年には38.2%となっています。

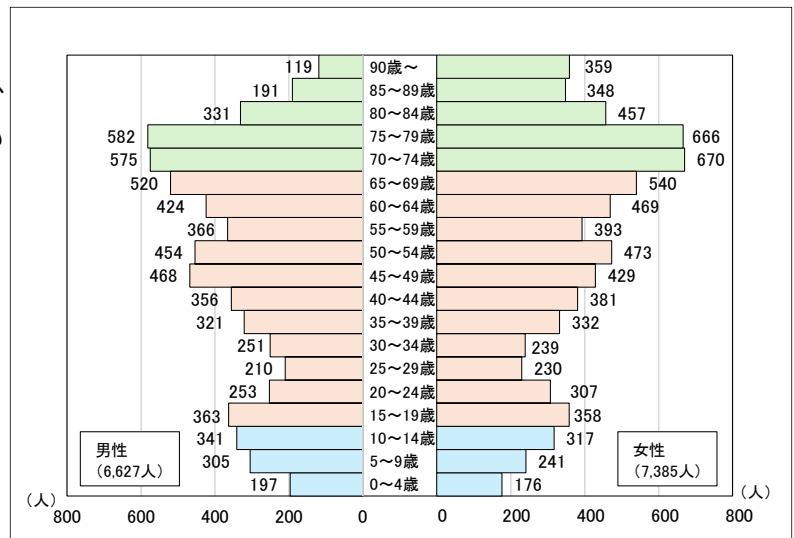
人口減少と少子高齢化は今後も進行すると見込まれており、国立社会保障・人口問題研究所によると、令和27年（2045年）の総人口は10,547人、高齢化率は44.4%になると推計されています。



出典：住民基本台帳（令和3年～令和7年）
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 令和5（2023年推計）」（令和12年～）

(2)性別・年齢別人口構成

令和7年の性別・年齢別人口の構成をみると、男女とも25～29歳にくびれがみられ、町外への流出がうかがえます。また、男女とも70歳代の人口が最も多くなっています。



出典：住民基本台帳（令和7年10月1日現在）

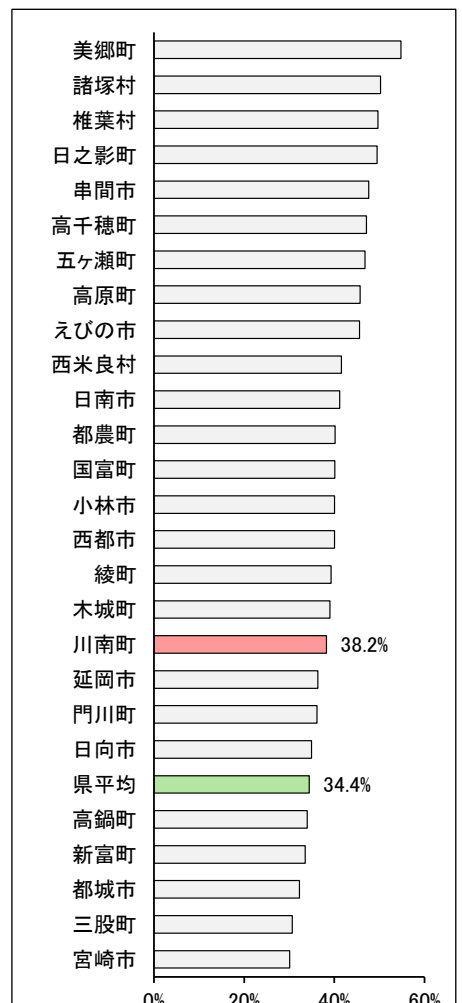
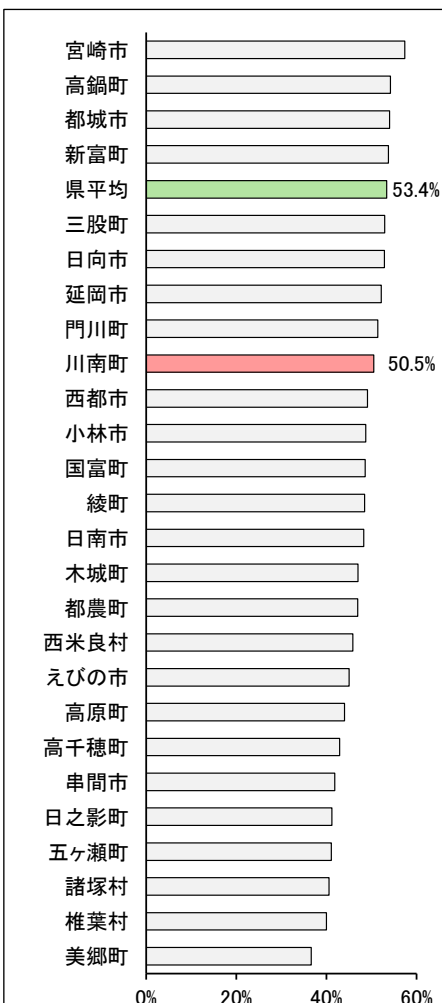
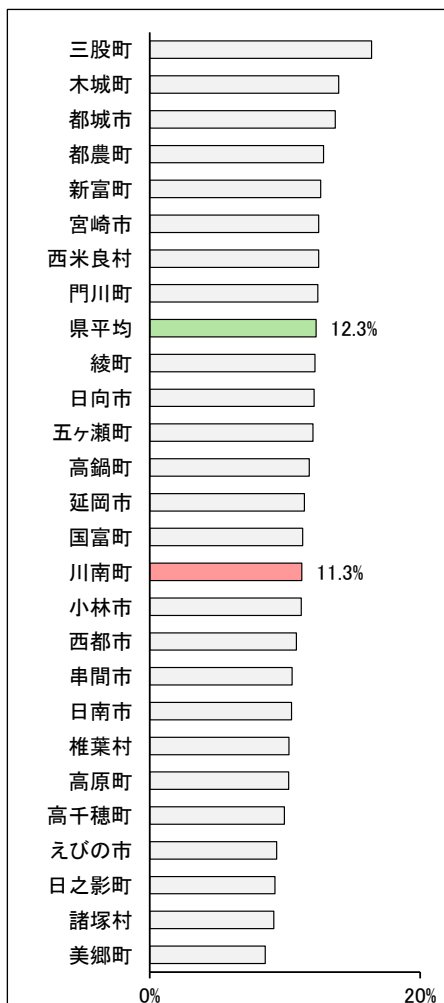
(3)年少人口・生産年齢人口・老年人口割合

令和7年の本町の年少人口割合は11.3%、生産年齢人口割合は50.5%、老年人口割合は38.2%となっています。この中で、老年人口割合は県平均を上回っています。

<年少人口割合（0～14歳）>

<生産年齢人口割合（15～64歳）>

<老年人口割合（65歳以上）>



出典：宮崎県の推計人口と世帯数（令和7年年報 10月1日現在）

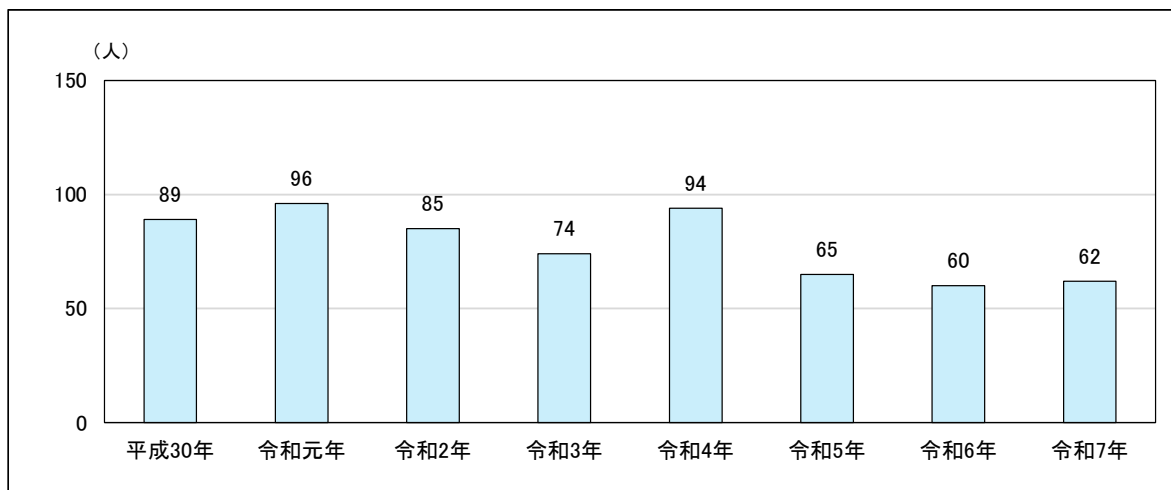
2. 出生・死亡の状況

(1) 出生数・出生率

出生数は、減少傾向で推移しており、平成30年の89人から令和7年は62人となっています。

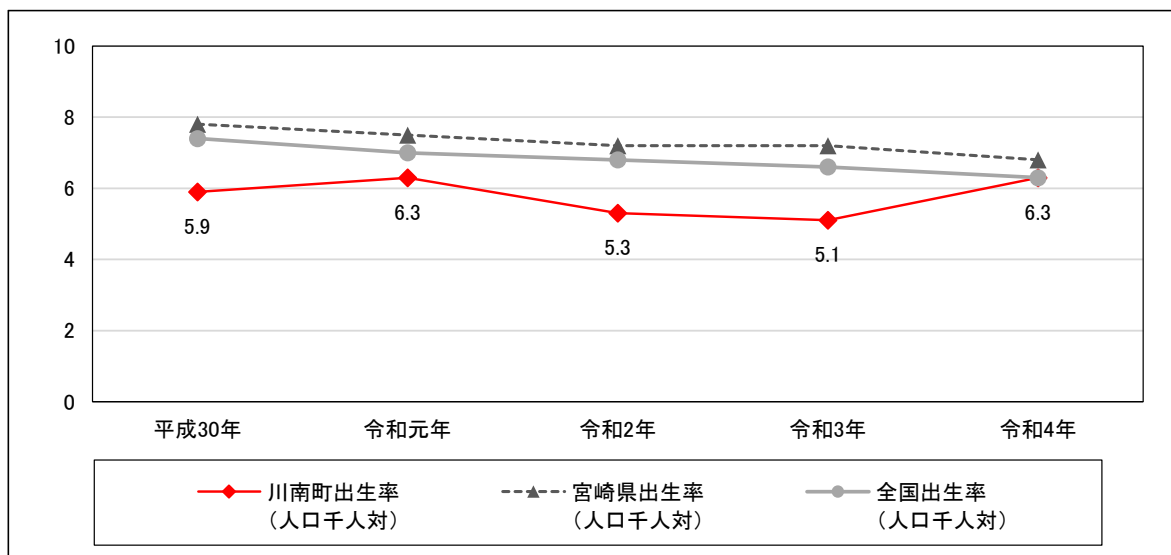
出生率は、令和3年までは全国及び宮崎県を下回って推移していましたが、令和4年は全国と同率（6.3）となっています。

<出生数>



出典：住民基本台帳

<出生率>



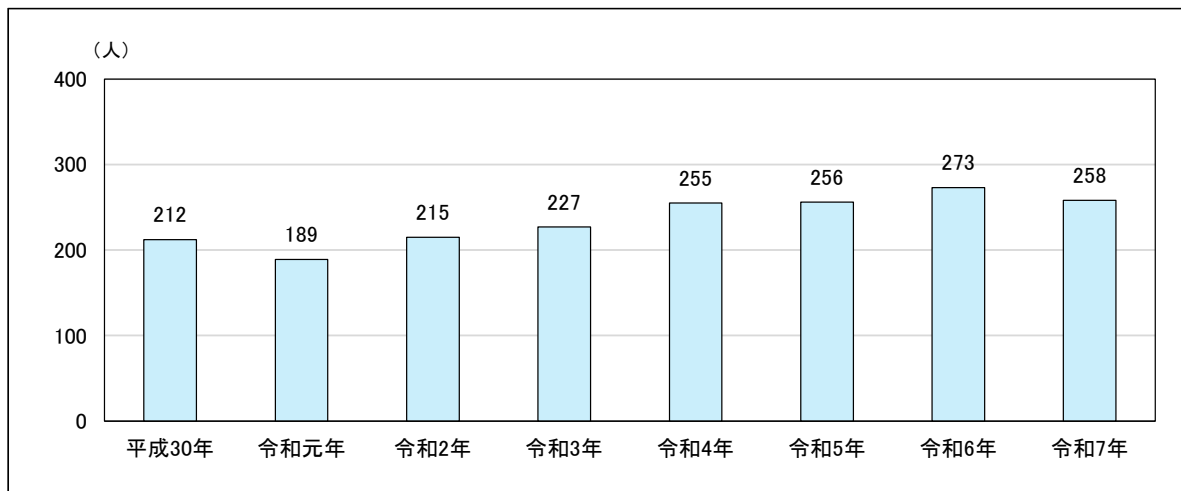
出典：宮崎県健康づくり協会「健康づくりデータブック」

(2)死亡数・死亡率

死亡数は、増加傾向で推移しており、平成30年の212人から令和7年は258人となっています。

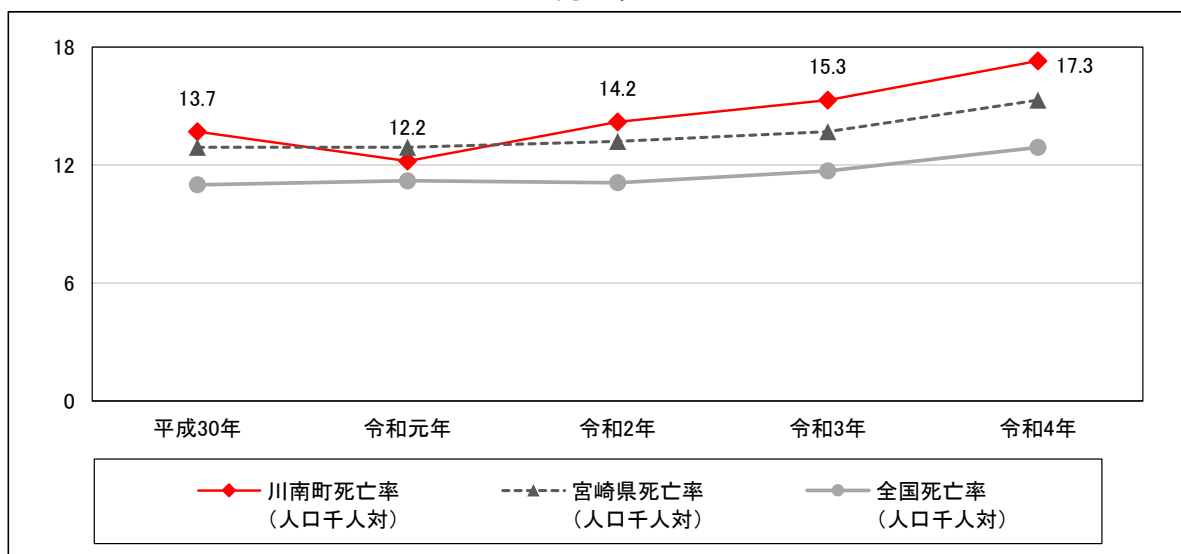
死亡率は、令和2年以降は全国及び宮崎県を上回って推移しており、令和4年は17.3となっています。

<死亡数>



出典：住民基本台帳

<死亡率>



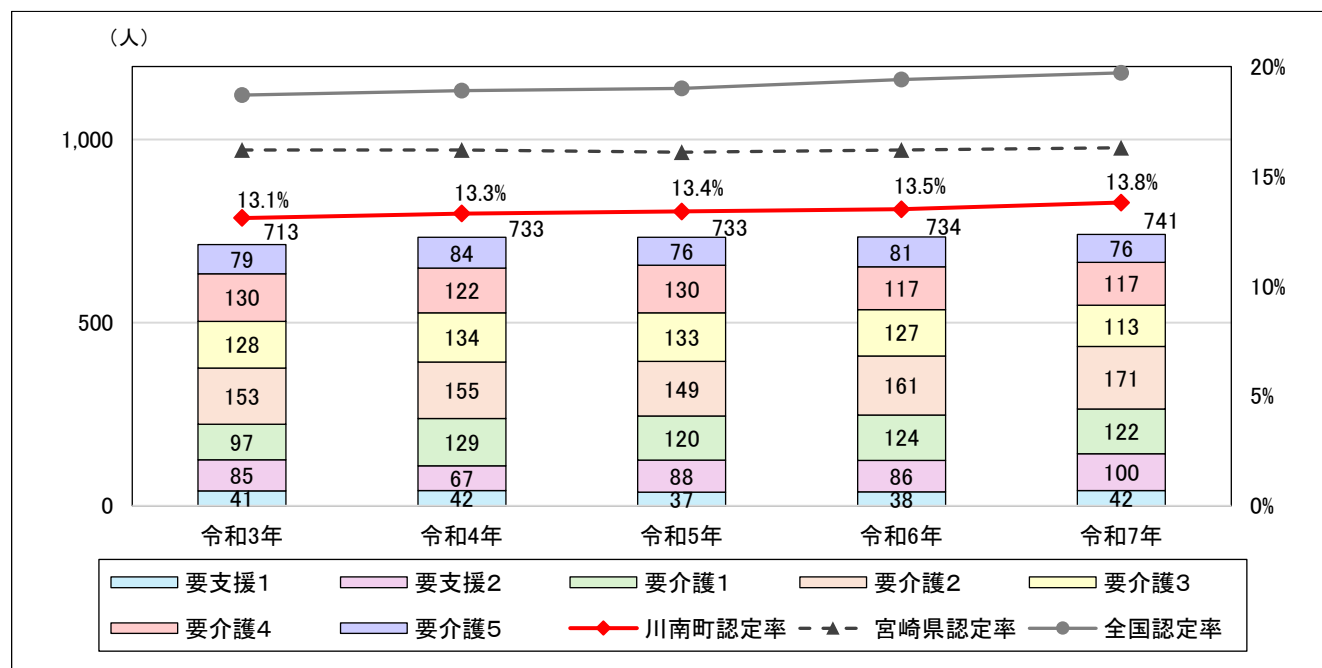
出典：宮崎県健康づくり協会「健康づくりデータブック」

3. 要介護(要支援)認定者の状況

(1) 要介護(要支援)認定者・認定率の推移

要介護（要支援）認定者数は、ほぼ横ばいで推移しており、令和7年は741人となっています。

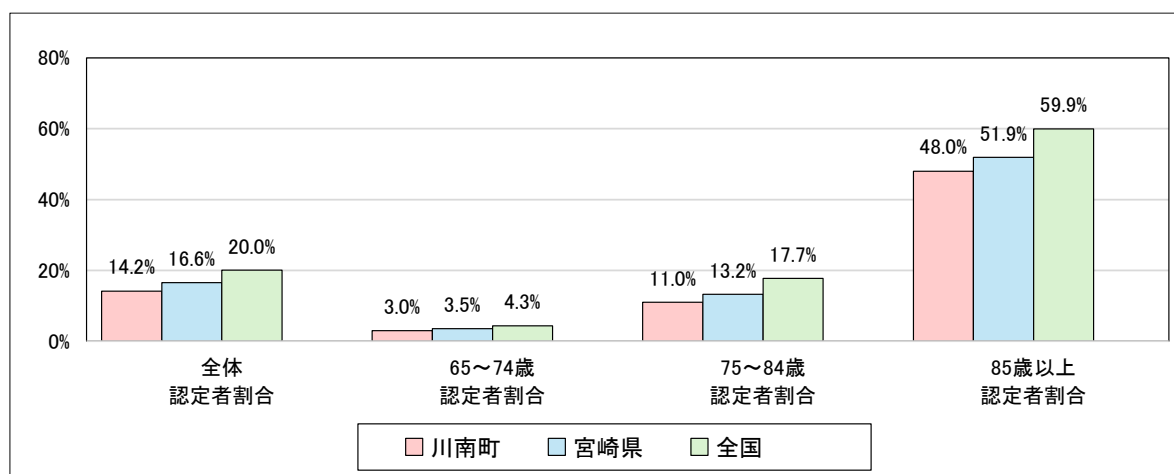
認定率は、ほぼ横ばいで推移しており、全国及び宮崎県を下回っています。



出典：介護保険事業状況報告（年報）

(2) 年齢3区分認定者出現率

令和7年8月末時点での年齢3区分別認定者割合は、65～74歳が3.0%、75～84歳が11.0%、85歳以上が48.0%となっており、いずれも全国及び宮崎県を下回っています。



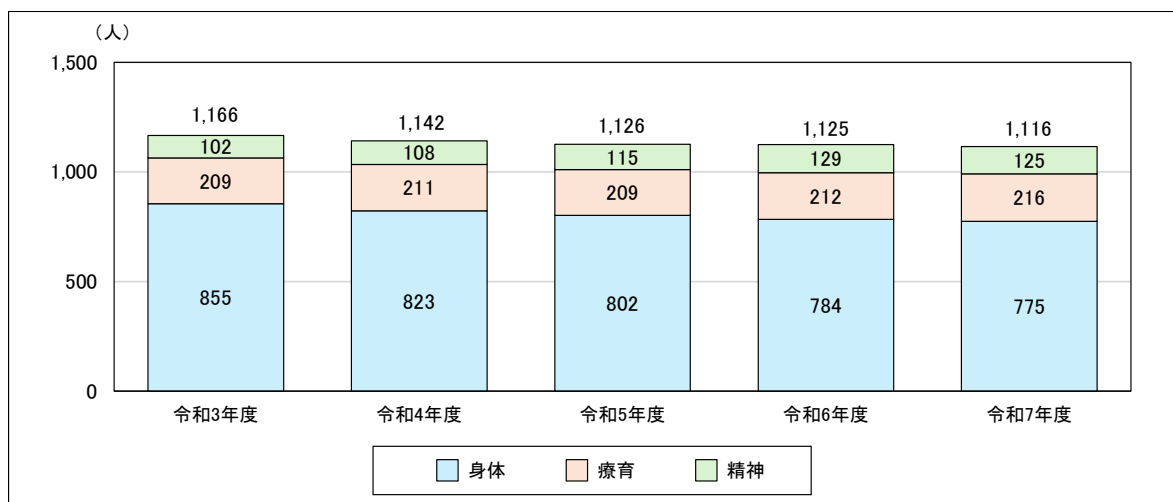
出典：介護保険事業状況報告（月報 令和7年10月分）

4. 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者数は、やや減少傾向で推移しており、令和7年度は1,116人（うち身体775人、療育216人、精神125人）となっています。

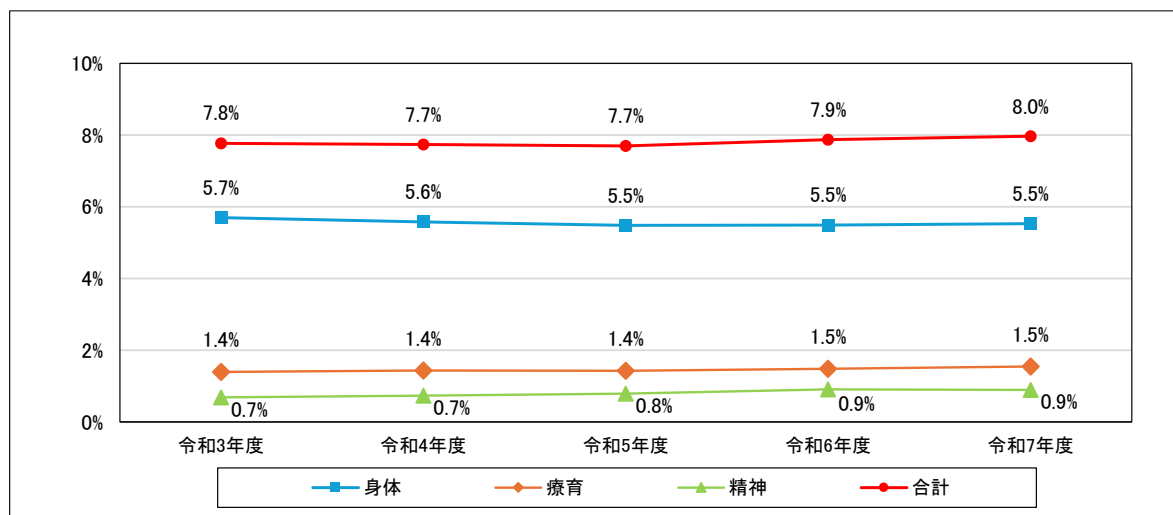
総人口に占める障害者手帳所持者の割合は、ほぼ横ばいで推移しています。

＜障害者手帳所持者の推移＞



出典：川南町福祉課資料

＜総人口に占める障害者手帳所持者の割合＞



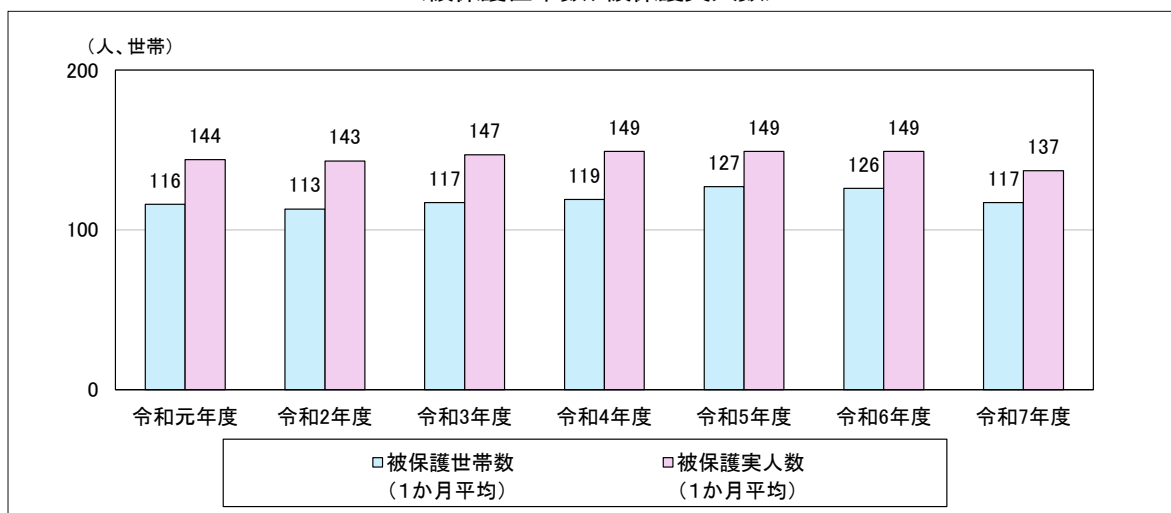
出典：川南町福祉課資料

5. 生活保護受給世帯数・受給人数・保護率の推移

被保護世帯数、被保護実人数は、ほぼ横ばいで推移しています。

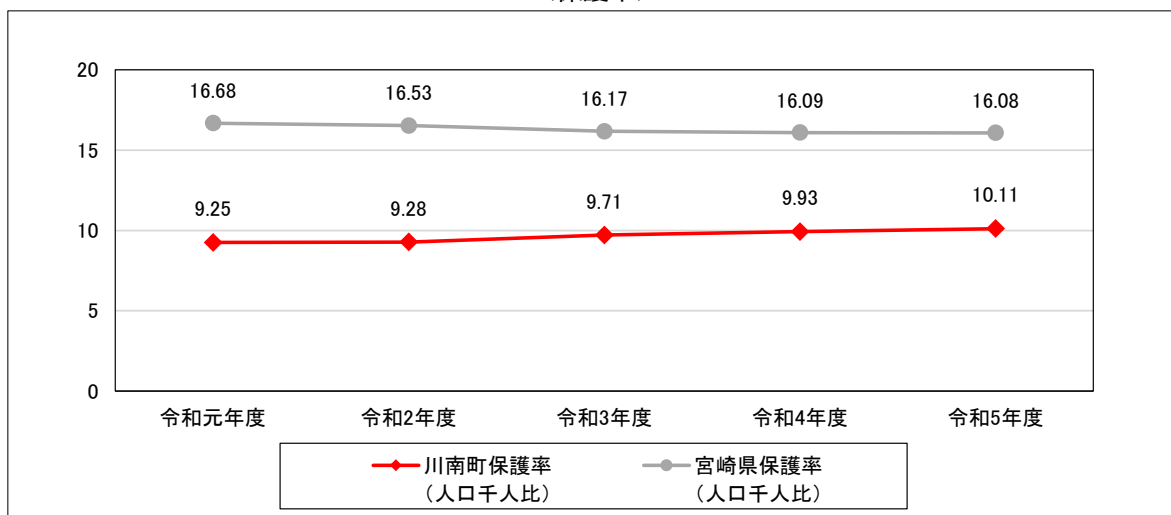
保護率は、宮崎県を下回って推移しています。

<被保護世帯数、被保護実人数>



出典：川南町福祉課資料

<保護率>

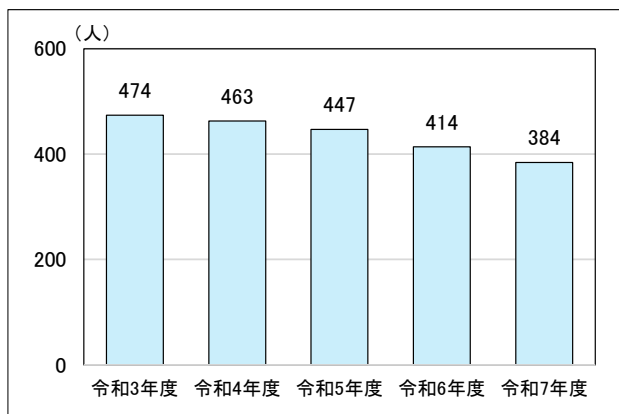


出典：宮崎県統計年鑑

6. 園児数の推移

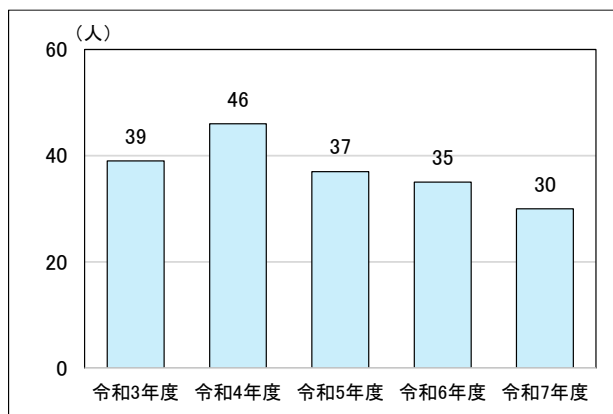
保育園、幼稚園の園児とも減少傾向で推移しており、令和7年度の保育園園児数は384人、幼稚園園児数は30人となっています。

＜保育園 園児数＞



出典：川南町福祉課資料

＜幼稚園 園児数＞

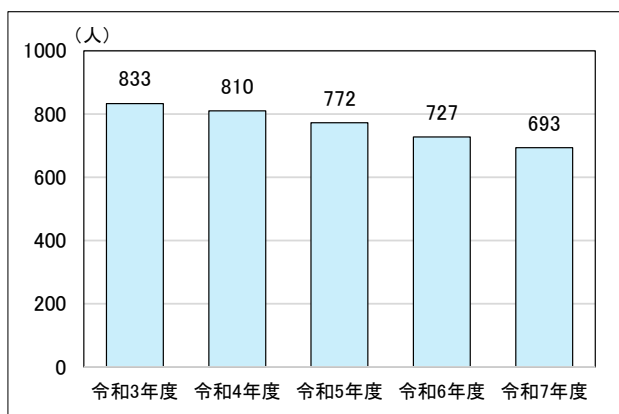


7. 児童生徒数の推移

小学校児童数は、減少傾向で推移しており、令和7年度は693人となっています。

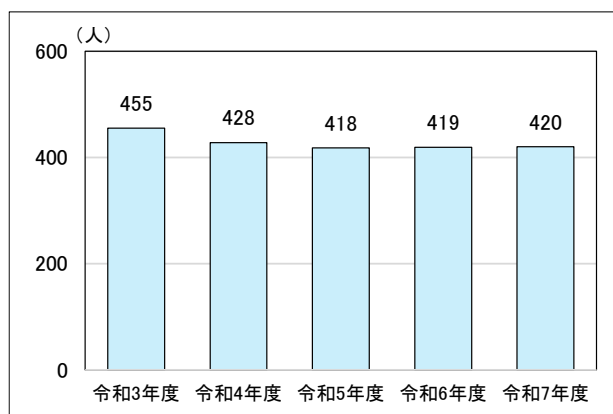
中学校生徒数は、令和3年度から令和5年度までは減少して推移していたものの、その後は横ばいで推移しています。

＜小学校 児童数＞



出典：川南町教育課資料

＜中学校 生徒数＞



8. 町民アンケート調査結果からみる本町の状況

<調査の概要>

(1)調査実施時期

令和7年11月

(2)調査対象者

本町在住の20歳以上の町民から無作為抽出した1,000名

(3)調査方法

調査票の配布：郵送

調査票の回収：郵送、又はインターネット

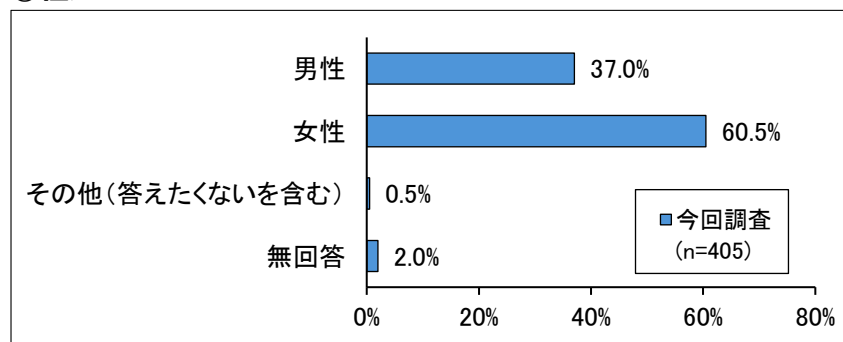
(4)回収率

40.5%（回収：405件、配布：1,000件）

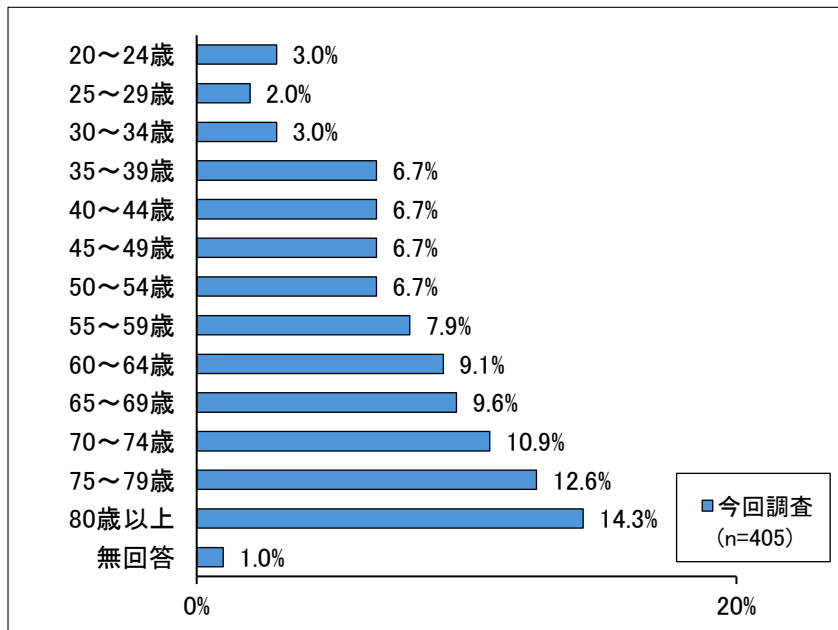
<調査結果の概要(抜粋)>

(1)回答者の属性

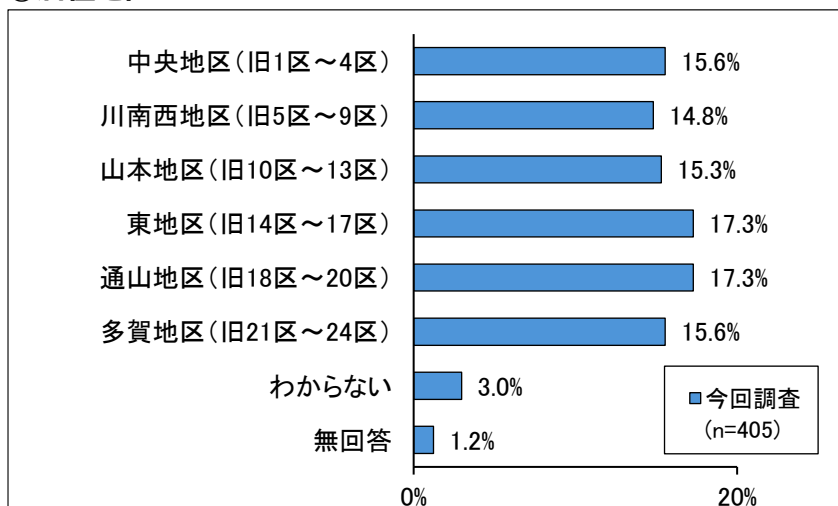
①性別



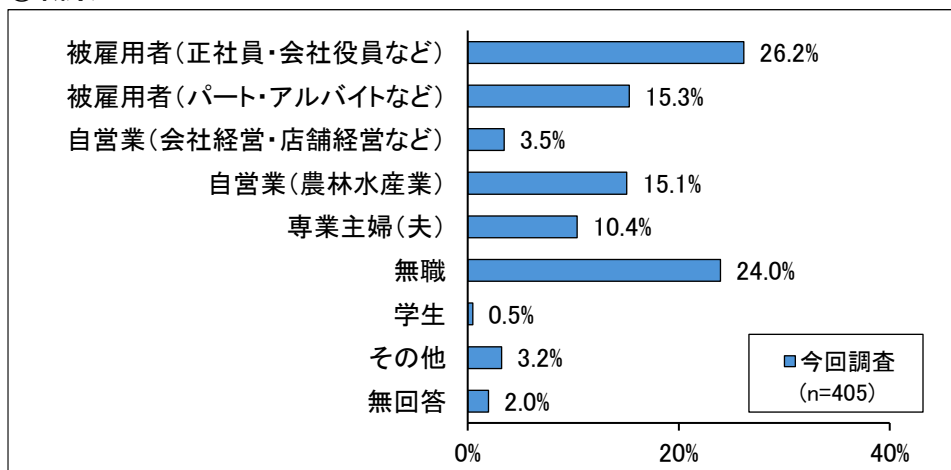
②年齢



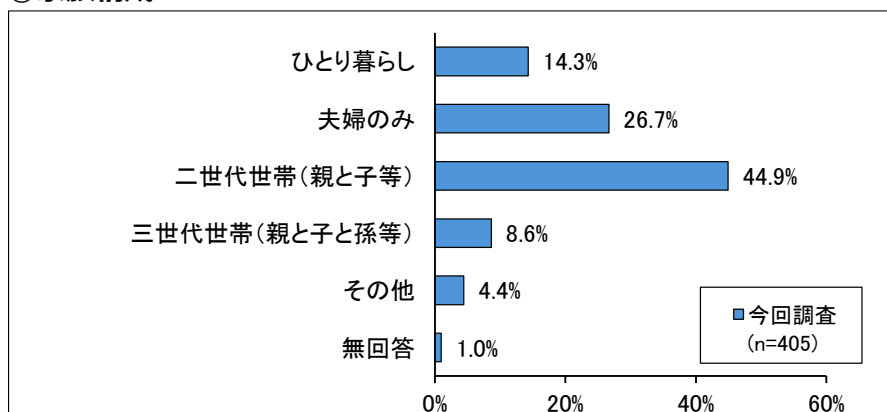
③居住地区



④職業



⑤家族構成

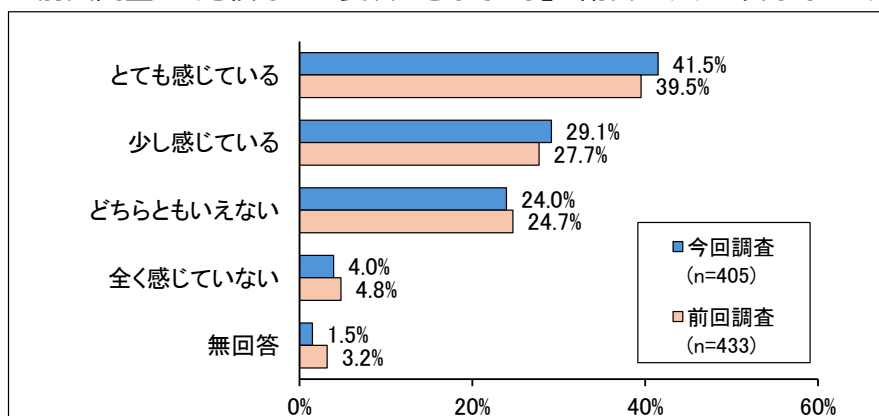


(2)現在住んでいる地区について

①住んでいる地区への愛着

『愛着を感じている』（「とても感じている」と「少し感じている」の計）の割合は、70.6%となっています。

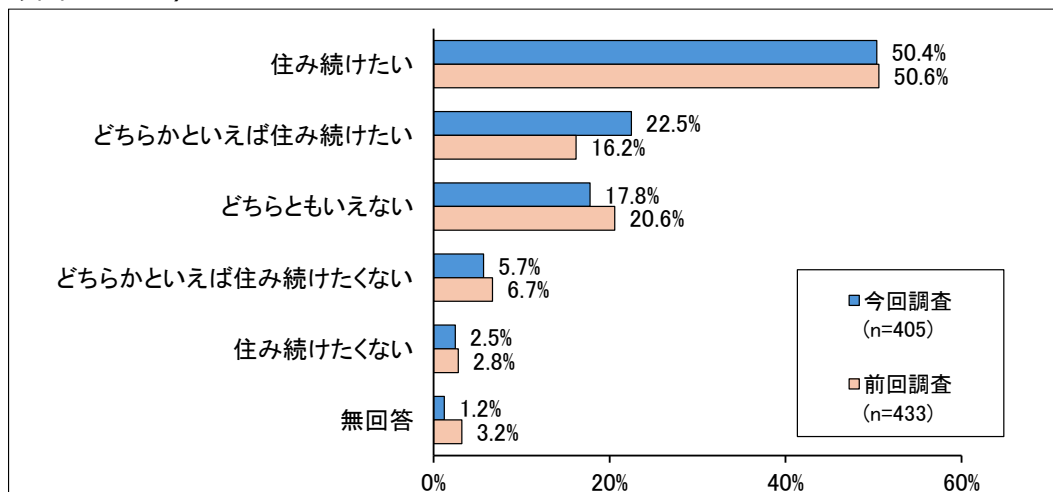
前回調査との比較では、『愛着を感じている』の割合はやや上昇しています（前回:67.2%→今回:70.9%）。



②今後も住み続けたいか

『今後も住み続けたい』（「住み続けたい」と「どちらかといえば住み続けたい」の計）の割合は、72.9%となっています。

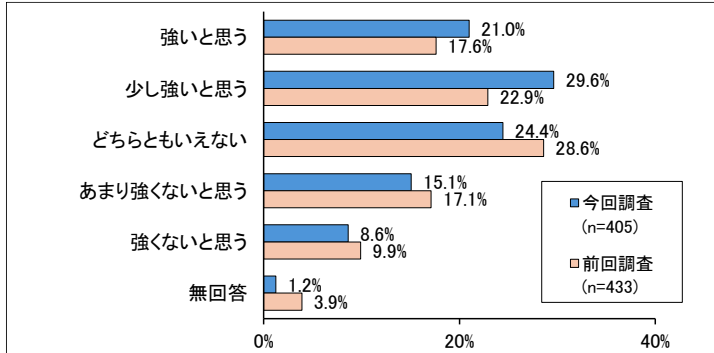
前回調査との比較では、『今後も住み続けたい』の割合はやや上昇しています（前回:66.8%→今回:72.9%）。



③住民同士のつながりの強さ

『つながりは強いと思う』（「強いと思う」と「少し強いと思う」の計）の割合は、50.6%となっています。一方、『つながりは強くないと思う』（「あまり強くないと思う」と「強くないと思う」の計）は23.7%となっています。

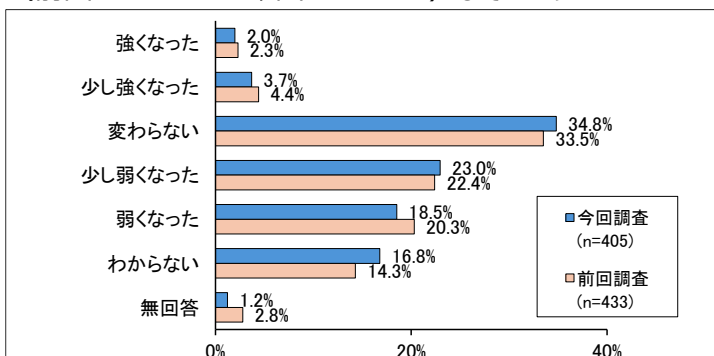
前回調査との比較では、『つながりは強いと思う』の割合は上昇しています（前回:40.5%→今回:50.6%）。



④10年前と比べた住民同士のつながりや支え合いの変化

『つながりは弱くなった』（「少し弱くなった」と「弱くなった」の計）の割合は41.5%となっています。また、『変わらない』は34.8%となっています。

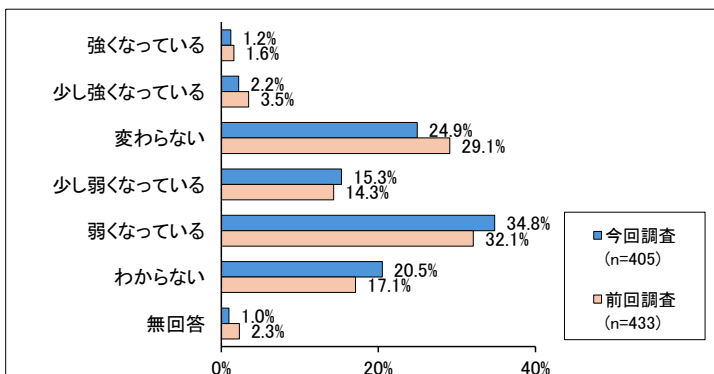
前回調査との比較では、『つながりは弱くなった』（「少し弱くなった」と「弱くなった」の計）の割合はやや低下（前回：42.7%→今回：41.5%）しています。



⑤今後の住民同士のつながりや支え合いの変化（10年後の予想）

『つながりは弱くなっている』（「少し弱くなっている」と「弱くなっている」の計）の割合は50.1%で半数となっています。

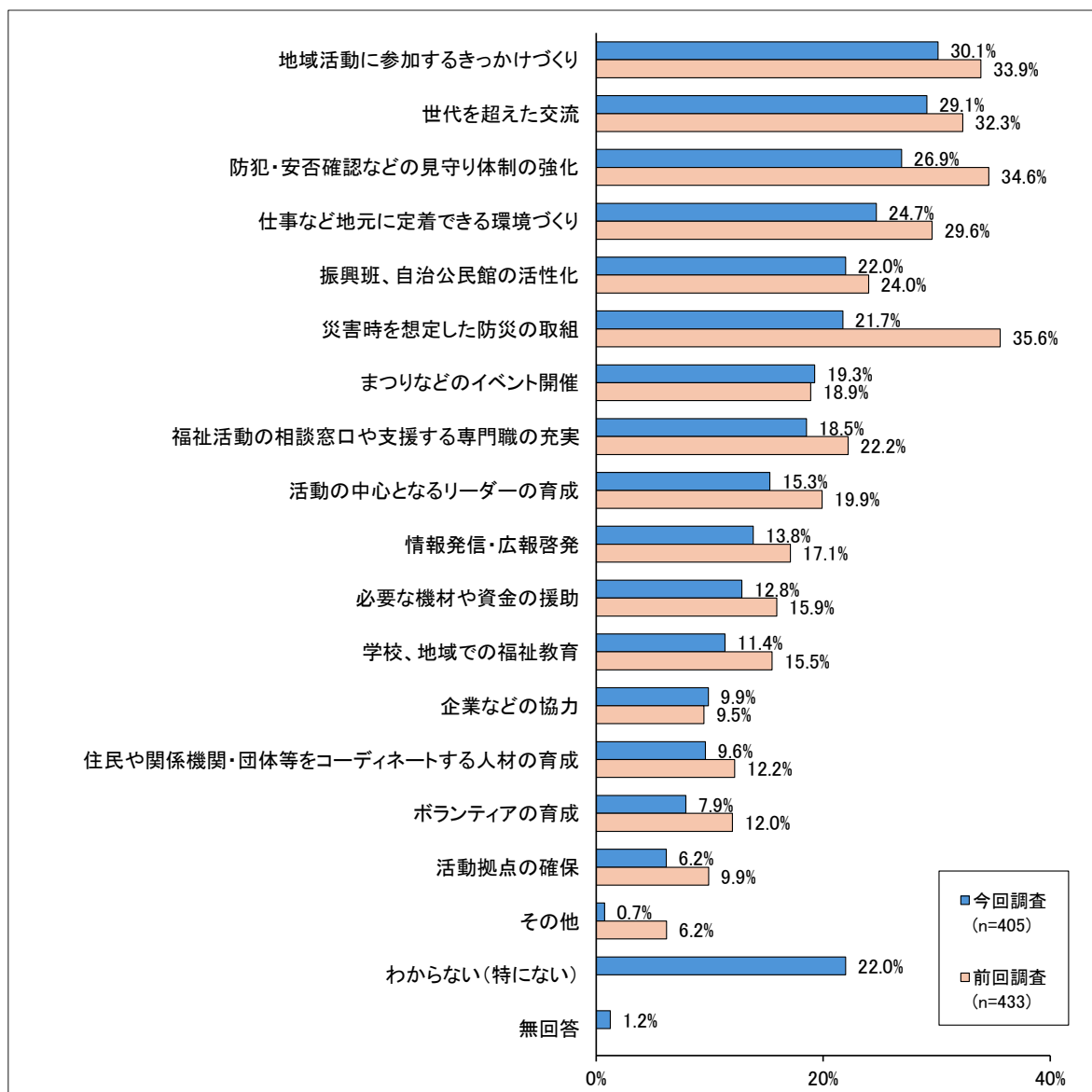
前回調査との比較では、「変わらない」の割合はやや低下し（前回:29.1%→今回:24.9%）、『つながりは弱くなっている』がやや上昇しています（前回:46.4%→今回:50.1%）。



⑥住民同士のつながりや支え合いを強くするために、今後必要だと思うこと

「地域活動に参加するきっかけづくり」の割合（30.1％）が最も高く、次いで「世代を超えた交流」（29.1％）、「防犯・安否確認などの見守り体制の強化」（26.9％）などが続いています。

前回調査との比較では、上位の項目の順位はほぼ同じとなっていますが、「災害時を想定した防災の取組」は第1位から第6位に下がっています。

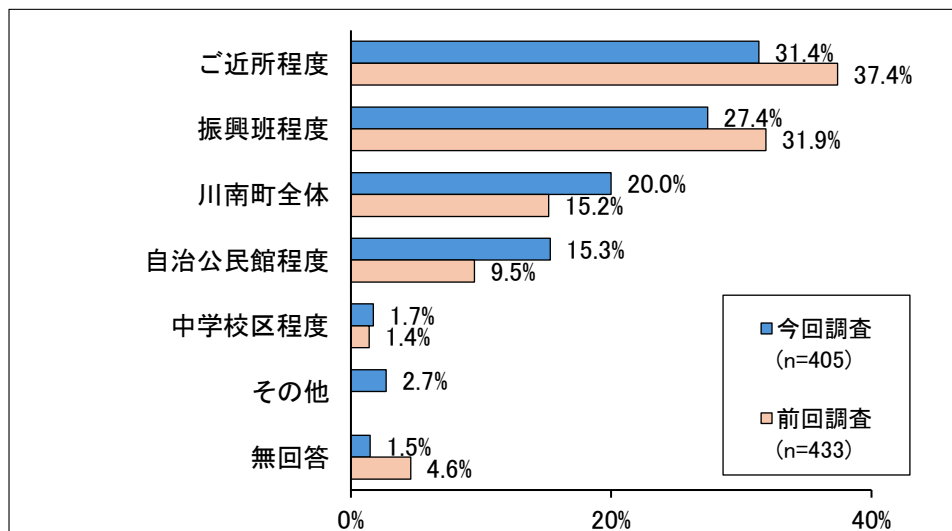


※「わからない（特にない）」は今回調査だけの項目

⑦助け合いや支え合う「地域」の範囲

「ご近所程度」の割合（31.4%）が最も高く、次が「振興班程度」（27.4%）となっています。また、「自治公民館程度」は15.3%となっています。

前回調査との比較では、項目の順位は同じとなっています。

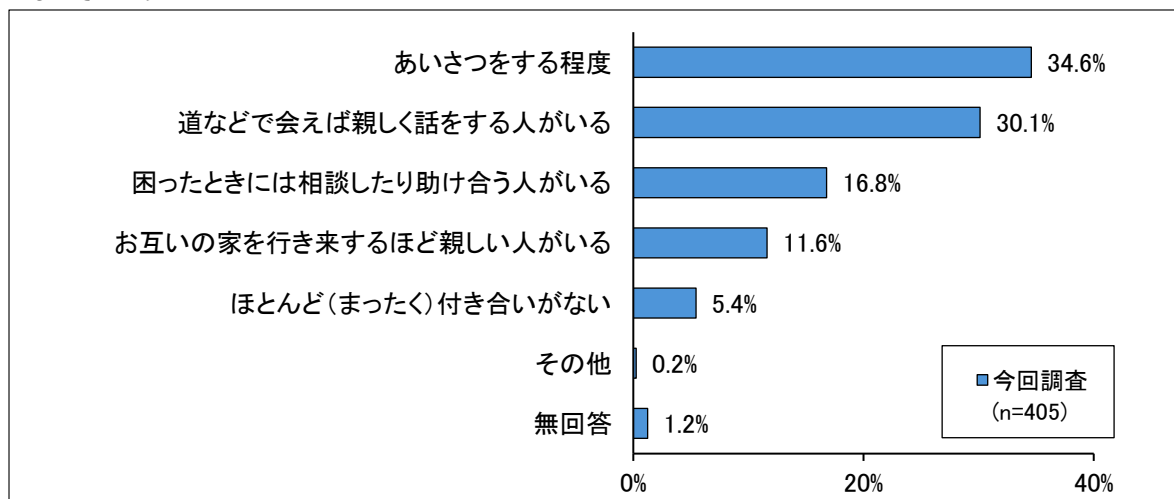


※「その他」は今回調査だけの項目

(3)ご近所付き合いについて

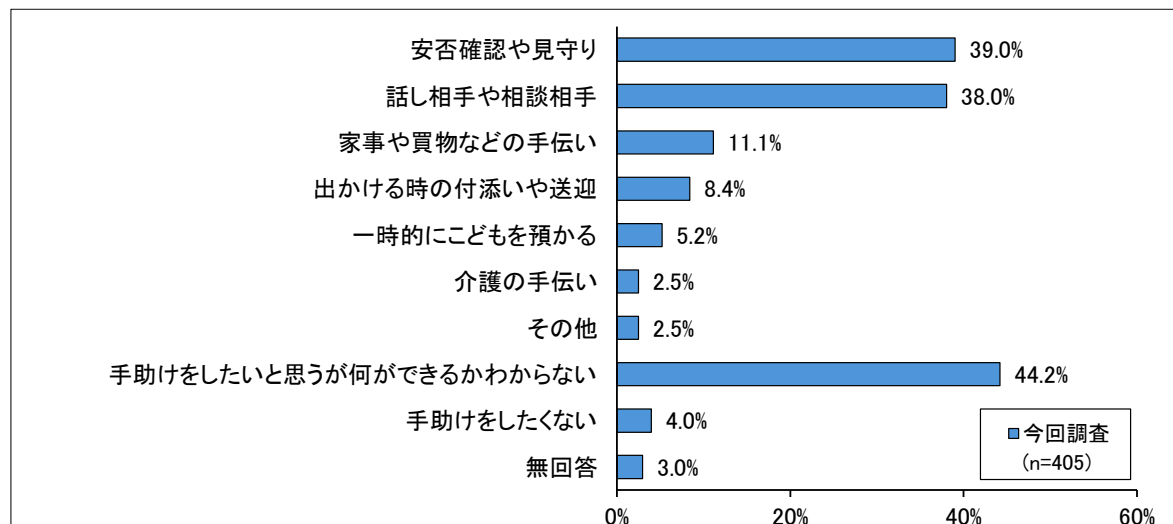
①近所の人との交流

「あいさつをする程度」の割合（34.6%）が最も高く、次が「道などで会えば親しく話をする人がいる」（30.1%）となっています。



②近所に困っている家庭があった場合、どのような手助けができると思うか

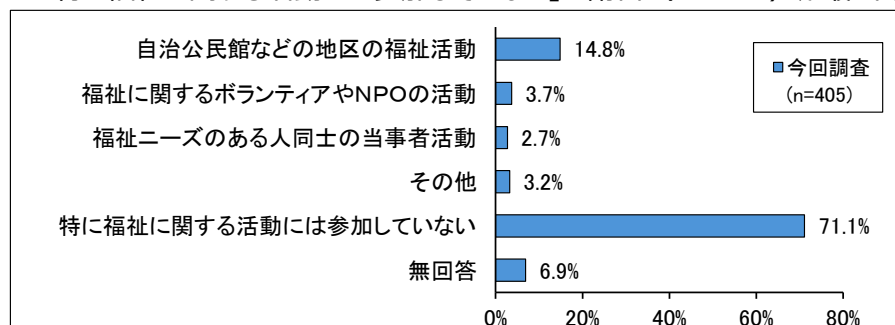
「手助けをしたいと思うが何ができるかわからない」の割合（44.2%）が最も高くなっています。このような中で、手助けできる内容は、「安否確認や見守り」（39.0%）と「話し相手や相談相手」（38.0%）の割合が高くなっています。



(4)福祉に関する活動について

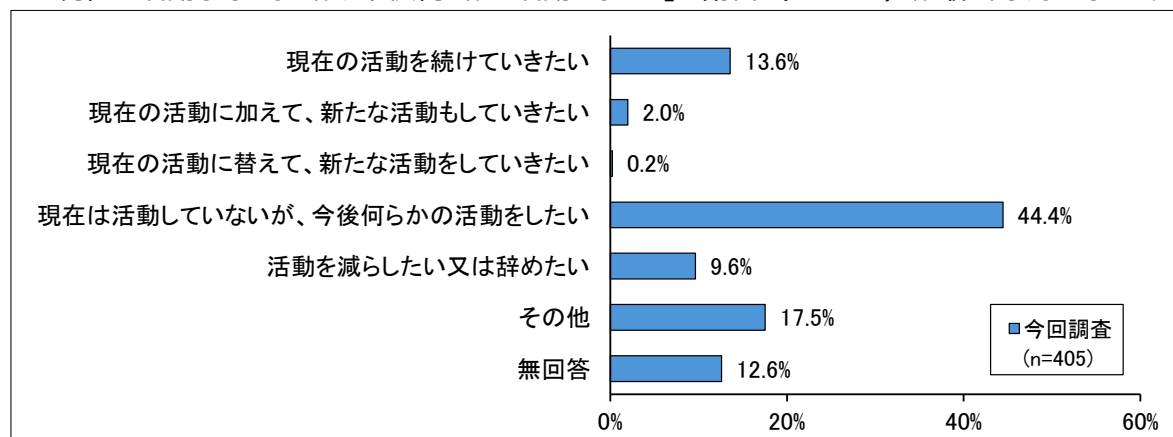
①福祉に関する活動への参加状況

「特に福祉に関する活動には参加していない」の割合（71.1%）が最も高くなっています。



②福祉に関する活動への今後の参加意向

「現在は活動していないが、今後何らかの活動をしたい」の割合（44.4%）が最も高くなっています。

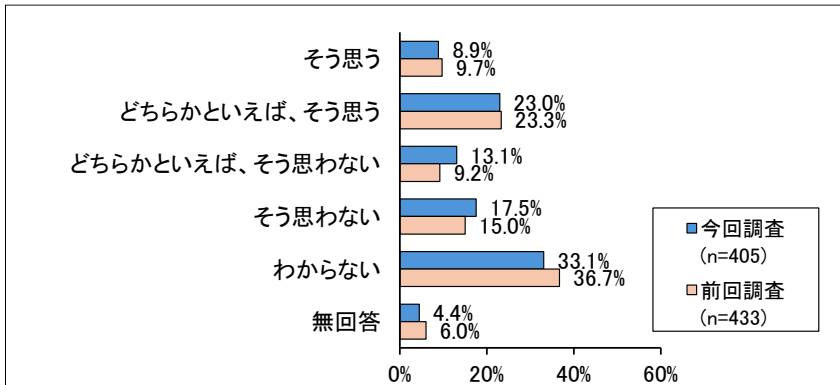


(5)福祉に関する環境について

①本町は安心して妊娠・出産できる環境にあると思うか

『思う』（「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」の計）の割合（31.9%）と『思わない』（「どちらかといえば、そう思わない」と「そう思わない」の計）（30.6%）はほぼ同程度となっています。

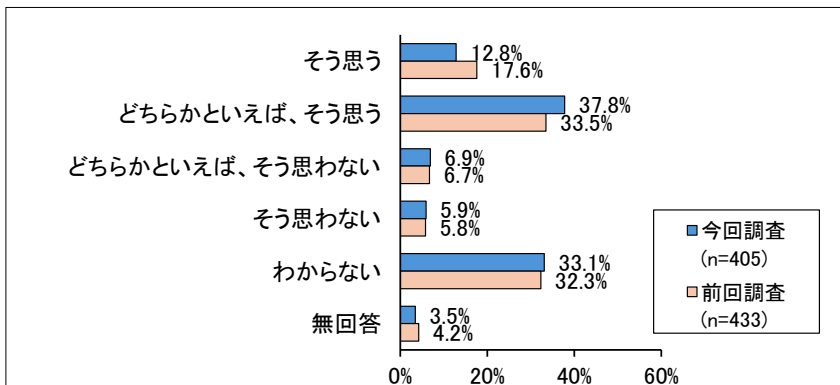
前回調査との比較では、『思う』の割合はほぼ同じとなっています（前回:33.0%→今回:31.9%）。



②地域に住んでいる子どもたちが心豊かに育っていると思うか

『思う』（「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」の計）の割合（50.6%）が半数となっています。

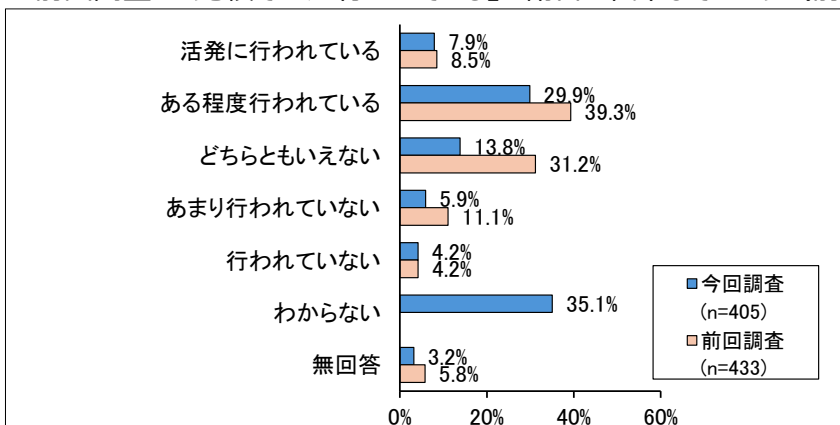
前回調査との比較では、『思う』の割合はほぼ同じとなっています（前回:51.1%→今回:50.6%）。



③高齢者の社会参加活動が活発に行われていると思うか

『行われている』（「活発に行われている」と「ある程度行われている」の計）の割合は37.8%となっています。なお、「わからない」は35.1%となっています。

前回調査との比較では、『行われている』の割合は低下しています（前回:47.8%→今回:37.8%）。

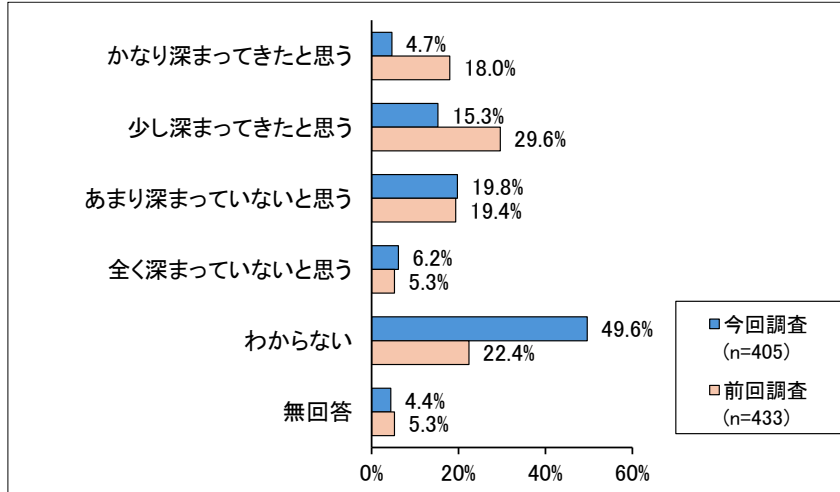


※「わからない」は今回調査だけの項目

④障がいのある人への理解が深まっていると思うか

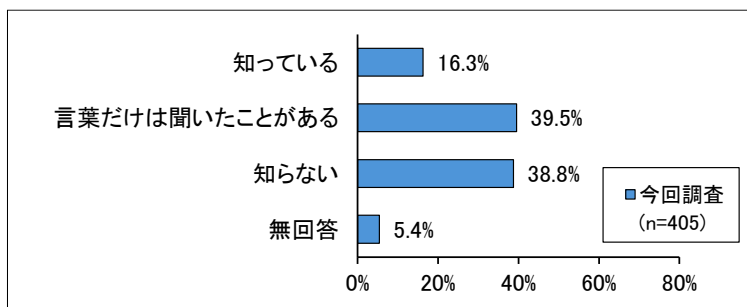
「わからない」の割合（49.6%）が約半数となっています。このような中で、『深まってきたと思う』（「かなり深まってきたと思う」と「少し深まってきたと思う」の計）は20.0%となっています。

前回調査との比較では、『わからない』の割合は大きく上昇しています（前回:22.4%→今回:49.6%）。



⑤「地域共生社会」という言葉の認知度

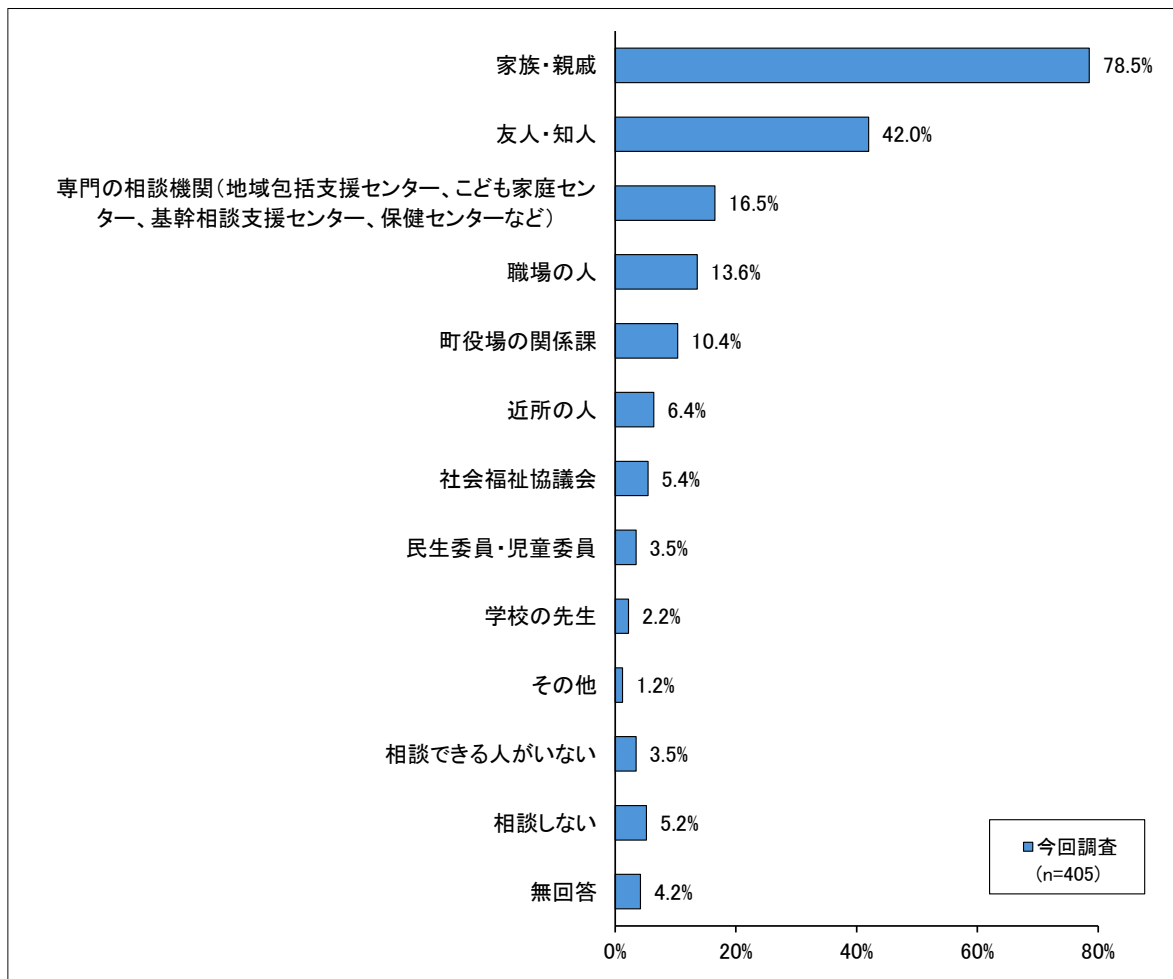
「言葉だけは聞いたことがある」の割合（39.5%）と「知らない」（38.8%）が同程度で、それぞれ約4割となっています。



(6)福祉に関する相談・支援体制について

①主な相談相手

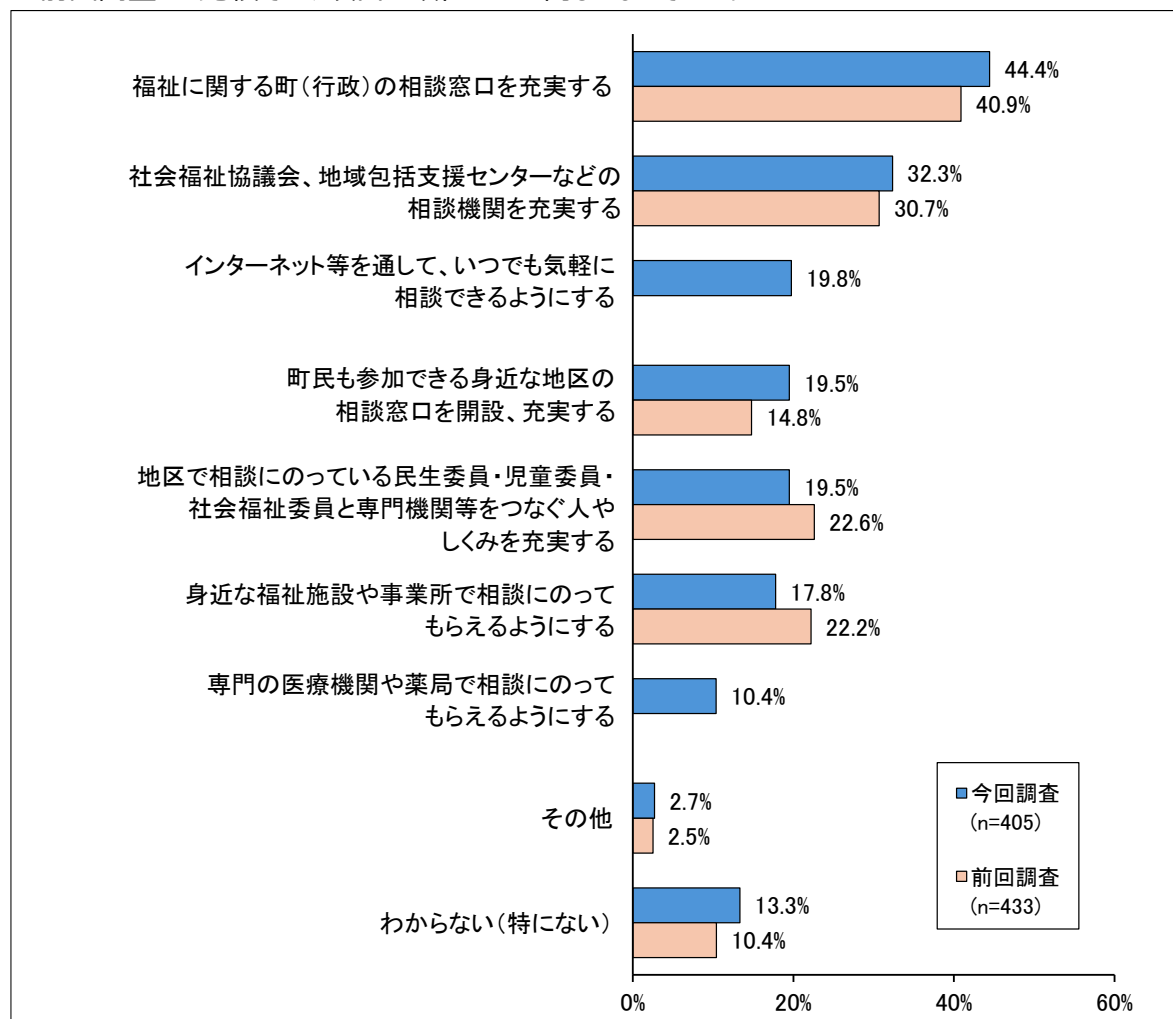
「家族・親戚」の割合（78.5%）が最も高く、次が「友人・知人」（42.0%）となっています。このような中で、「専門の相談機関（地域包括支援センター、こども家庭センター、基幹相談支援センター、保健センターなど）」（16.5%）や「町役場の関係課」（10.4%）など公共の相談窓口は1割台となっています。



②町民が相談しやすくなるために必要な取組

「福祉に関する町（行政）の相談窓口を充実する」の割合（44.4%）が最も高く、次いで「社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの相談機関を充実する」（32.3%）、「インターネット等を通して、いつでも気軽に相談できるようにする」（19.8%）などが続いています。

前回調査との比較では、項目の順位はほぼ同じとなっています。

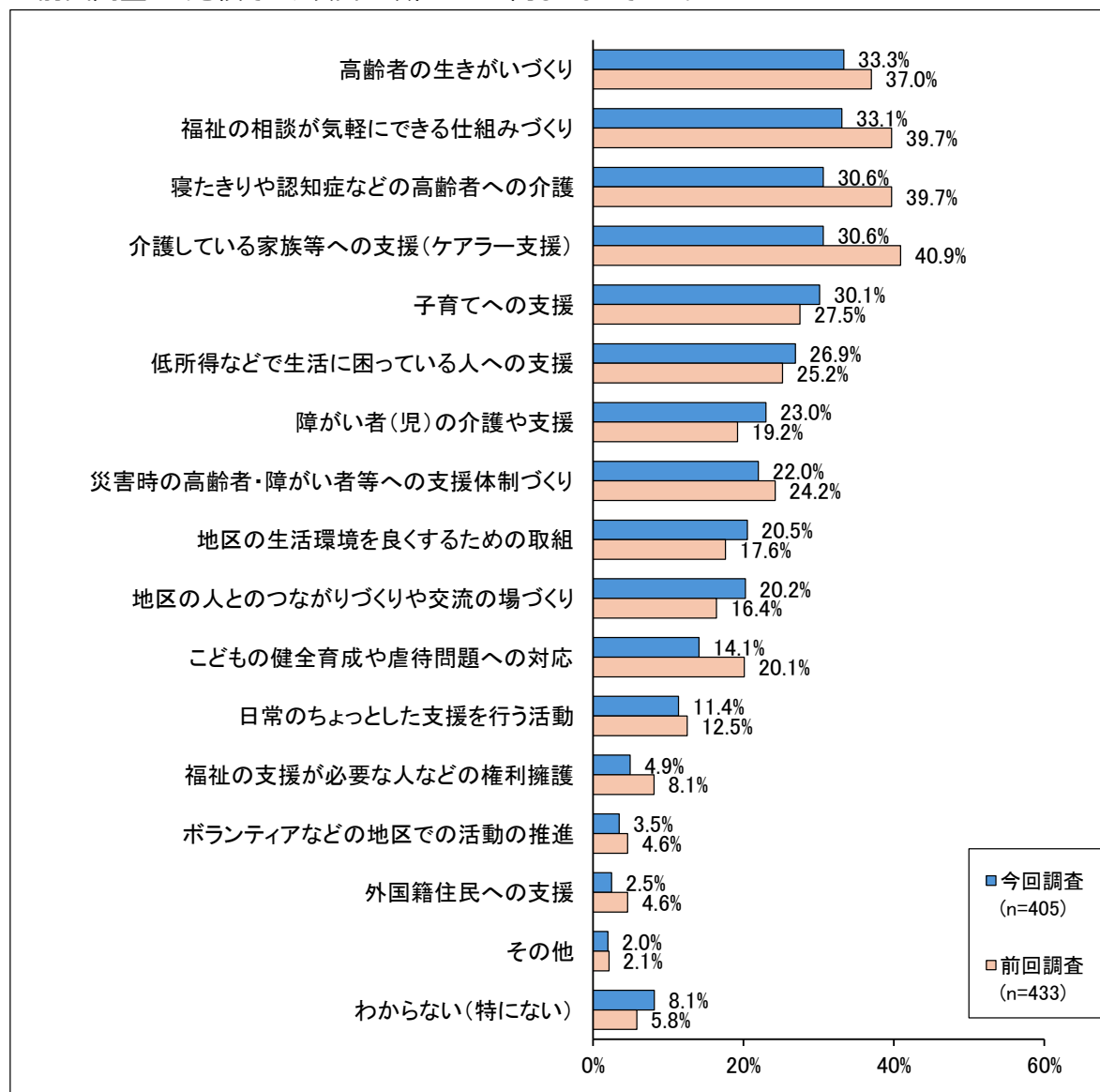


※「インターネット等を通して、いつでも気軽に相談できるようにする」、「専門の医療機関や薬局で相談にのってもらえるようにする」は今回調査だけの項目

③本町が今後（おおむね5年間）、特に力を入れて取り組む必要があること

「高齢者の生きがいづくり」の割合（33.3%）が最も高く、次いで「福祉の相談が気軽にできる仕組みづくり」（33.1%）、「寝たきりや認知症など的高齢者への介護」「介護している家族等への支援（ケアラー支援）」（ともに30.6%）、「子育てへの支援」（30.1%）などが続いています。

前回調査との比較では、項目の順位はほぼ同じとなっています。

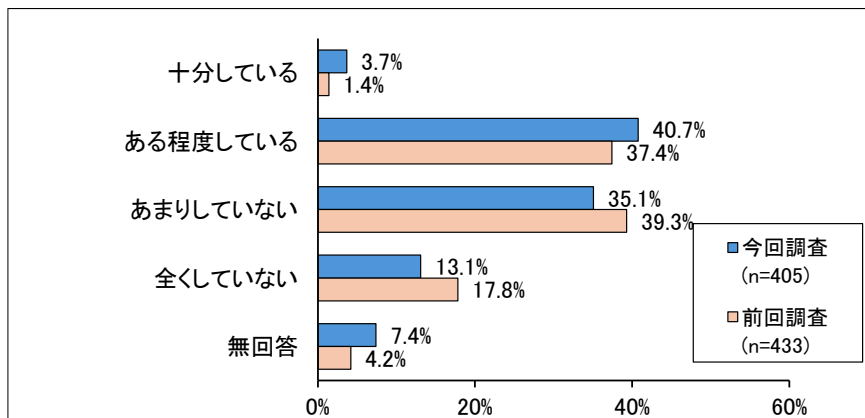


(7)防災について

①災害に対する備え

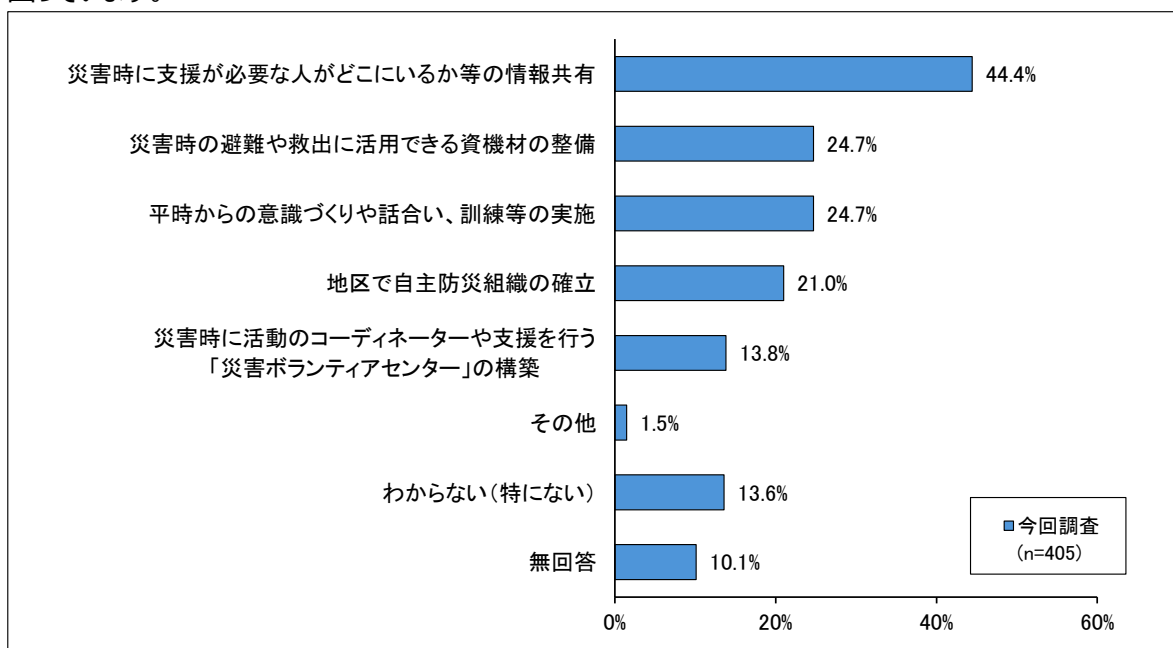
『している』（「十分にしている」と「ある程度している」の計）の割合（44.4%）が『していない』（「あまりしていない」と「全くしていない」の計）（48.2%）をわずかに下回っています。

前回調査との比較では、『している』の割合は上昇しています（前回:38.8%→今回:44.4%）。



②災害時に地区で支え合う活動を行うために必要な取組

「災害時に支援が必要な人がどこにいるか等の情報共有」の割合（44.4%）が最も高く、他の項目を大きく上回っています。



9. 民生委員アンケート調査結果からみる本町の状況

<調査の概要>

(1)調査実施時期

令和7年1～2月

(2)調査対象者

本町の民生委員・児童委員、主任児童委員

(3)調査方法、回収数

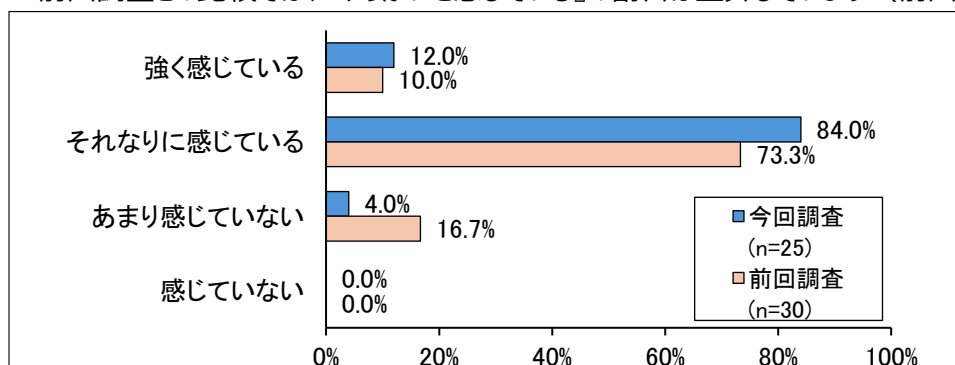
書面及びインターネットで実施し、25人が回答

<調査の結果>

(1)民生委員・児童委員、主任児童委員の活動への「やりがい」

『やりがいを感じている』（「強く感じている」と「それなりに感じている」の計）の割合は96.0%でほとんどとなっています。

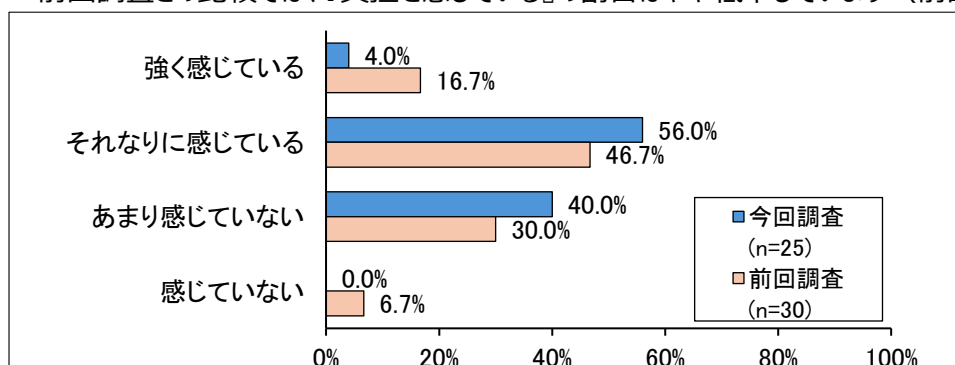
前回調査との比較では、『やりがいを感じている』の割合は上昇しています（前回:83.3%→今回:96.0%）。



(2)民生委員・児童委員、主任児童委員の活動への「負担」

『負担を感じている』（「強く感じている」と「それなりに感じている」の計）の割合は60.0%となっており、「あまり感じていない」（40.0%）を上回っています。

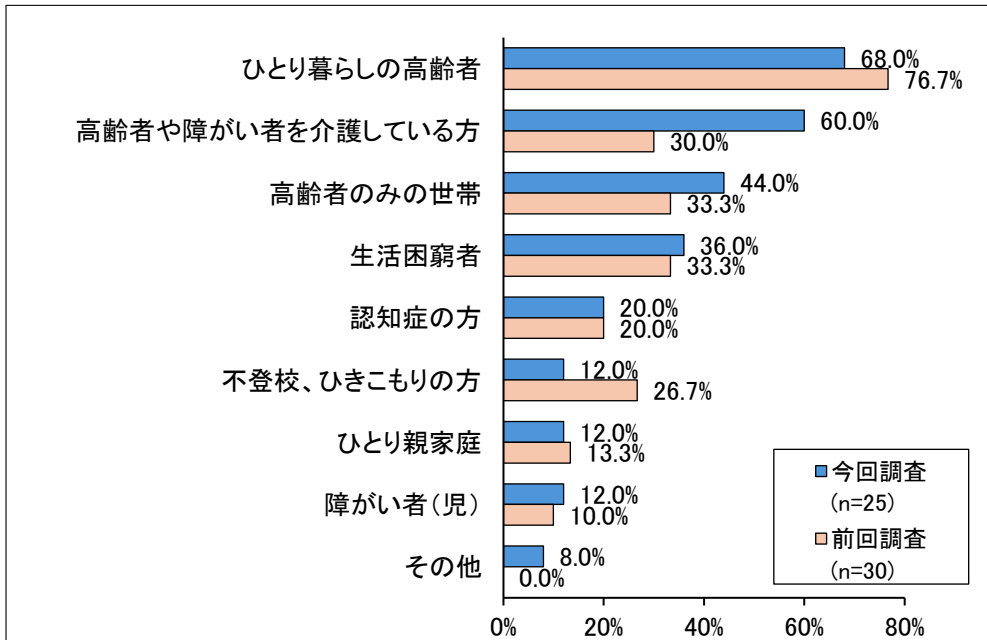
前回調査との比較では、『負担を感じている』の割合はやや低下しています（前回:63.4%→今回:60.0%）。



(3)地域の中で特に支援が必要と思われる人

「ひとり暮らしの高齢者」の割合（68.0％）が最も高く、次が「高齢者や障がい者を介護している方」（60.0％）となっています。

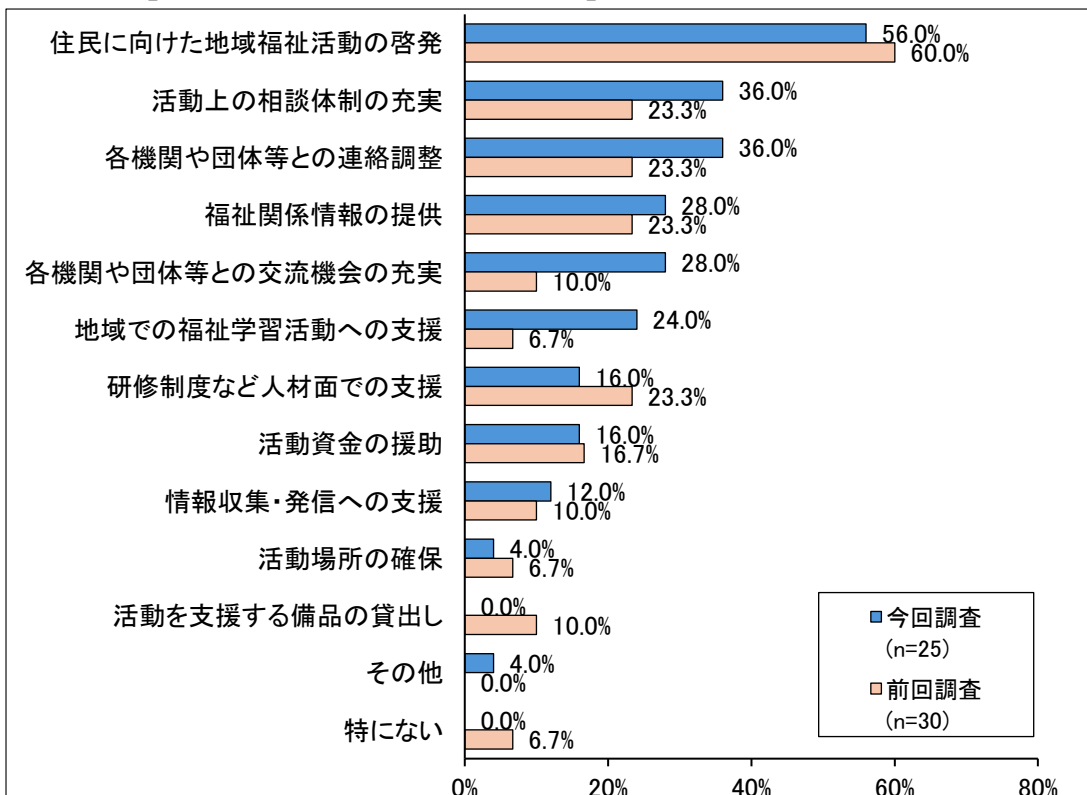
前回調査との比較では、上位の項目の順位はほぼ同じとなっています。その中で、「高齢者や障がい者を介護している方」の割合が上昇しています。



(4)地域福祉活動を推進していく上で、川南町に期待すること

「住民に向けた地域福祉活動の啓発」の割合（56.0％）が最も高く、他の項目を大きく上回っています。

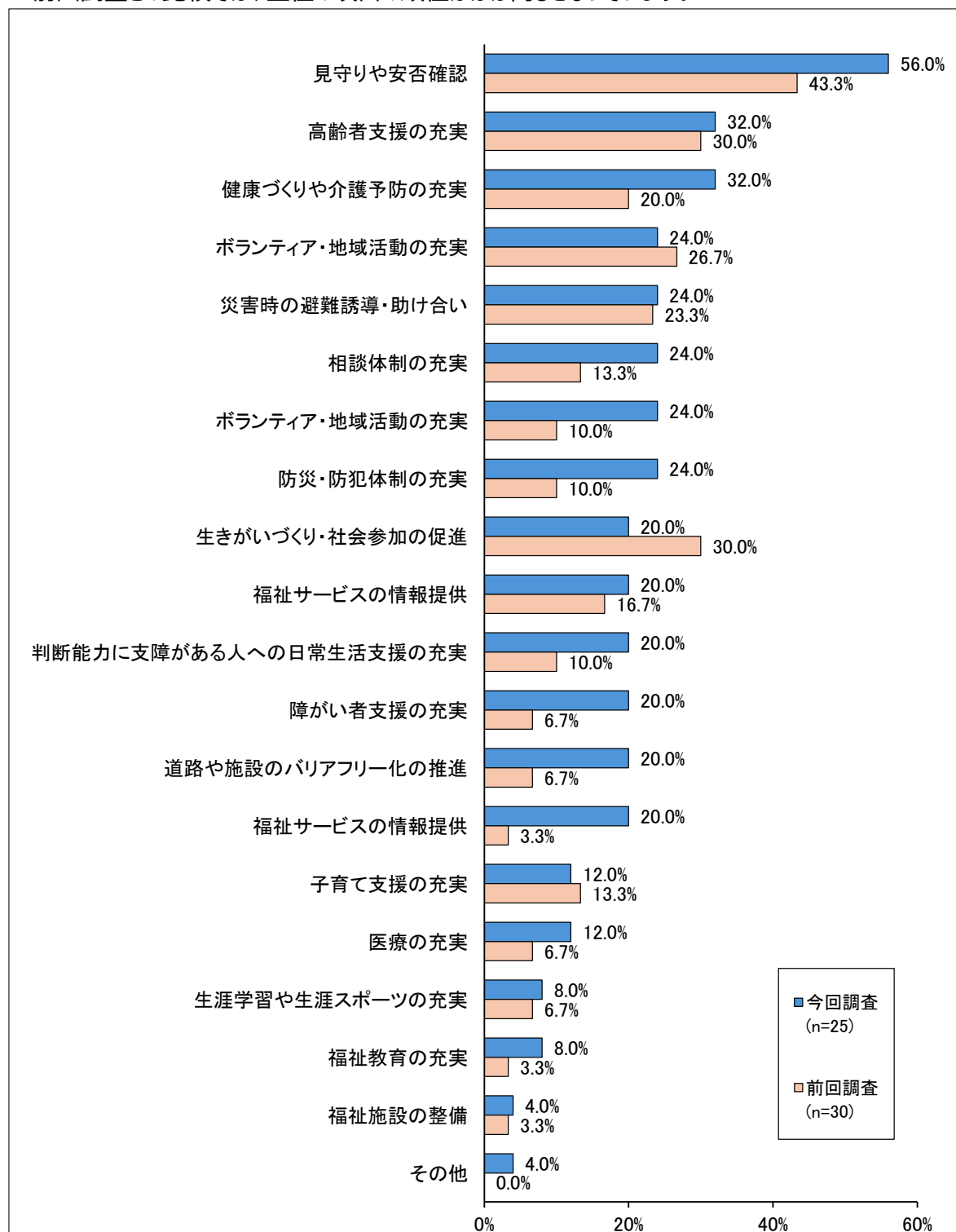
前回調査との比較では、上位の項目の順位はほぼ同じとなっています。その中で、「各機関や団体等との交流機会の充実」、「地域での福祉学習活動への支援」の割合が特に上昇しています。



(5)誰もが安心して暮らすために、地域で特に重要なこと

「見守りや安否確認」の割合（56.0%）が最も高く、次いで「高齢者支援の充実」「健康づくりや介護予防の充実」（それぞれ32.0%）などが続いています。

前回調査との比較では、上位の項目の順位はほぼ同じとなっています。



(6)福祉のまちづくりを進めていくための意見・要望(自由意見)

活動の参加者を増やすため、地域の一人ひとりと対話をしてくれる人材の育成。 地域の人が明るく笑顔で生きていけるまちづくり。
総合福祉センターを中心に、福祉課と社会福祉協議会の連携により、子育て世代から高齢者まで他町村と比較しても充実した支援体制ができていると思う。 今後も、人事体制の充実を図り、町民に対して「困りごと相談窓口」の周知・広報等を強化して欲しい。
交通手段のない高齢者の送迎が課題。地域の役員（世話人）も高齢化している。 1人暮らしの高齢者を訪問しても鍵をかけており、なかなか話ができないことがある。（電話をしてもすぐ留守番電話になる）
福祉課の方々の仕事には頭が下がります。よく活動されていると思います。学校や各関係機関との連携も密にされており、関係も良好なようで素晴らしいです。

第3章 第3期計画の評価

第3期計画では「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」の基本理念の下、3つの基本目標を定め、それぞれに評価指標を設定し、取組を進めてきました。

各基本目標における評価指標ごとの取組の結果及び次期計画に向けた課題は以下のとおりです。

基本目標1 みんなでつながり、支え合う地域づくり

<評価指標の結果>

項目	実績		目標	結果
	当初 (令和2年度)	令和7年度	令和7年度	
地域のつながりが「強い」又は「少し強い」と回答した人の割合	40.5%	50.6%	増加	達成

項目	実績		目標	結果
	当初 (令和2年度)	令和7年度	令和7年度	
助け合いや支える地域の範囲を「自治公民館程度」と回答した人の割合	9.5%	15.3%	増加	達成

項目	実績						目標	結果
	当初 (令和2年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度	
ボランティア養成講座受講者数	34人/年	18人/年	37人/年	26人/年	38人/年	24人/年	45人/年	未達成

項目		実績						目標	結果
		当初 (令和2年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度	
広報誌発行回数	社協だより	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	6回/年	未達成
	包括だより	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	達成
	基幹だより (6・9・12・3月)	—	—	—	—	1回/年	4回/年	—	—
	ボランティア広報誌	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	0回/年	1回/年	1回/年	達成

項目	実績						目標	結果
	当初 (令和 2 年度)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 7 年度	
見守りネットワーク協力 機関数	未構築	未構築	未構築	未構築	未構築	未構築	30事業所	未達成

項目	実績						目標	結果
	当初 (令和 2 年度)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 7 年度	
百歳体操サポーター数	107人	116人	118人	137人	140人	142人	157人	未達成

<次期計画に向けた課題>

目標を達成できた項目は、

- ・地域のつながりが「強い」又は「少し強い」と回答した人の割合
- ・助け合いや支える地域の範囲を「自治公民館程度」と回答した人の割合

となっています。

また、「広報誌発行回数」では、目標をおおむね達成しました。

一方、目標を達成できなかった項目は、

- ・ボランティア養成講座受講者数（※傾聴ボランティア養成講座は隔年開催のため）
- ・見守りネットワーク協力機関数
- ・百歳体操サポーター数

となっています。

その中で、「見守りネットワーク協力機関数」については、体制づくりを検討したものの、見守りネットワークの構築ができていない状況です。また、「百歳体操サポーター数」については、高齢化が進み、若年層でサポーターとなる人材がいない状況となっています。

今後の課題は、地域のつながりが強いと感じている町民が増加している状況において、福祉に関する活動への参加率を上げることです。

町民アンケート調査の結果によると、「特に福祉に関する活動には参加していない」の割合が約7割となっています。このような中で「現在は活動をしていないが、今後何らかの活動をしたい」意向がある割合は4割以上となっている（P22参照）ことから、参加意向を生かせるような取組が求められています。

また、今後も少子高齢化や人口減少の進行が予測されており、地域の福祉を担うボランティアや人材の育成・確保、見守りネットワークの構築が必要となっています。

基本目標2 あらゆることを受け止め支援する体制づくり

<評価指標の結果>

項目		実績						目標	結果
		当初 (令和 2 年度)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 7 年度	
広報紙や ホームページ、 SNS を活用 した地域で 実践されている 福祉活動 の周知	広報誌 ※再掲 (社協だより、 包括だより、 基幹だより)	4回/年	9回/年	9回/年	9回/年	8回/年	13回/年	6回/年	達成
	SNS (ホームページ のブログ、 Facebook、 Instagram)	12回/年	41回/年	86回/年	112回/年	102回/年	97回/年	24回/年	達成

項目	実績						目標	結果
	当初 (令和 2 年度)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 7 年度	
重層的支援体制整備 事業の実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	未達成

項目		実績				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (12月時点)
総合相談件数	総合相談支援 事業	4,308件	3,723件	5,755件	6,446件	4,019件
	地域福祉 ネットワーク 事業	242件	220件	316件	449件	253件

※相談件数については、実績のみを記載しています。

項目	実績						目標	結果
	当初 (令和 2 年度)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 7 年度	
百歳体操会場数	28箇所	28箇所	30箇所	31箇所	33箇所	35箇所	33箇所	達成

<次期計画に向けた課題>

目標を達成できた項目は、

- ・広報紙やホームページ、SNS を活用した地域で実践されている福祉活動の周知
- ・百歳体操会場数

となっています。

一方、目標を達成できなかった、「重層的支援体制整備事業の実施」については、令和6年度から2年間、「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」を実施し、令和8年度から本格実施を予定しています。

今後の課題は、地域福祉の推進に向けて、誰も取り残さない包括的な支援体制の構築が必要です。

このため、福祉に関する情報を積極的に発信することにより、町民、地域、関係団体等が一体となりながら、地域福祉を推進するという機運を醸成することが求められます。

また、支援が必要な人に必要な支援が届くよう、相談体制の充実や相談窓口の認知度向上が必要となっています。

さらに、福祉に関する課題が複雑化・複合化する中、制度の狭間のニーズへの対応が必要です。

このようなことから、さまざまな分野の取組に横串を刺す手段として「重層的支援体制整備事業」の取組を進めます。

基本目標3 安全・安心に暮らせる地域づくり

<評価指標の結果>

項目	実績						目標	結果
	当初 (令和 2 年度)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 7 年度	
自主防災組織設置数	3箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	4箇所	6箇所	未達成

項目	実績		目標	結果
	当初 (令和2年度)	令和7年度	令和7年度	
災害に対する備えを「十分している」又は「ある程度している」と回答した人の割合	38.8%	44.4%	増加	達成

項目	実績						目標	結果
	当初 (令和 2 年度)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 7 年度	
SOSネットワーク登録者数	598人	612人	619人	638人	638人	634人	900人	未達成

※現在の「川南メール登録者数」を示しています。

項目	実績						目標	結果
	当初 (令和 2 年度)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 7 年度	
成年後見制度（法定後見・任意後見）利用者数	102件	93件	107件	106件	114件	115件	130件	未達成

項目	実績						目標	結果
	当初 (令和 2 年度)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 7 年度	
高齢者デイサービス（地域ふれあいサービス）参加率	20.0%	31.5%	40.9%	48.4%	50.1%	—	27.0%	達成 ※令和6年実績

※参加率は、本町の高齢者数（65歳以上）のうち、参加した人数の割合を示しています。

※令和7年度は、年度途中のため実績が出ていません。

項目	実績						目標	結果
	当初 (令和 2 年度)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 7 年度	
障がい者に対応する 地域生活支援拠点等の 設置	なし	なし	なし	なし	なし	なし	あり	未達成

項目	実績						目標	結果
	当初 (令和 2 年度)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 7 年度	
防災活動に関する 情報発信回数	12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回	達成

項目	実績						目標	結果
	当初 (令和 2 年度)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 7 年度	
子育て支援センター 利用者数(年間)	2,486人	1,810人	7,613人	9,425人	8,057人	4,442人	2,800人	達成

項目	実績						目標	結果
	当初 (令和 2 年度)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 7 年度	
認知症サポーター 養成数(延べ)	1,475人	1,688人	1,836人	1,996人	2,039人	2,119人	2,075人	達成

項目	実績						目標	結果
	当初 (令和 2 年度)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 7 年度	
認知症高齢者等搜索 模擬訓練実施地区数 (年間)	1地区	1地区	1地区	2地区	2地区	2地区	3地区	未達成

項目		実績						目標	結果
		当初 (令和 2 年度)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 7 年度	
貸付事業相談 件数	生活福祉資金 貸付事業	125件	68件	26件	32件	43件	9件	15件	未達成
	たすけあい 金庫貸付事業	16件	13件	24件	9件	19件	15件	10件	達成

<次期計画に向けた課題>

目標を達成できた項目は、

- ・災害に対する備えを「十分している」又は「ある程度している」と回答した人の割合
- ・高齢者デイサービス（地域ふれあいサービス）参加率
- ・防災活動に関する情報発信回数
- ・子育て支援センター利用者数
- ・認知症サポーター養成数

となっています。

一方、目標を達成できなかった項目は、

- ・自主防災組織設置数
- ・SOSネットワーク登録者数（※現在は、川南メールが継承）
- ・成年後見制度（法定後見・任意後見）利用者数
- ・障がい者に対応する地域生活支援拠点等の設置
- ・認知症高齢者等搜索模擬訓練実施地区数
- ・貸付事業相談件数

となっています。

今後の課題は、誰もが安全・安心して暮らせる地域づくりに向けて、引き続き、防災や防犯対策、虐待防止、権利擁護などの取組を進めることが求められています。

このような中で、町民アンケート調査の結果によると、災害に対する備えをしている町民の割合は前回よりも高まっているものの、依然として半数を下回っている状況です（P28参照）。

また、妊娠・出産しやすさ、子どもたちの心豊かな成長度、高齢者の社会参加活動の活発度、障がい者への理解の深まりについては、割合が前回とほぼ同じ、又は低下している（P23、24参照）ことから、子ども・子育て支援の充実、高齢者の活躍の場づくり、福祉に関する町民の意識向上に向けた取組を図ることが必要となっています。

さらに、地域が主体となった防災、防犯の取組を進めることや関係機関が連携しながら、生活困窮者への支援を充実させることが必要です。

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本町は、これまで、地域に暮らす全ての人々が支え合い、生きがいを持って安心して生活していけるよう、まちづくりを進めてきました。

本計画では、地域共生社会の実現に向けて、これまでの取組を踏まえながら地域福祉をさらに推進するため、第3期計画の基本理念を継承し、次のように定めます。

＜基本理念＞

誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり

2. 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の3つの基本目標を設定し、本計画を推進します。

基本目標1 町民みんながつながり、支え合うまちづくり

地域共生社会の実現のためには、町民一人ひとりが地域福祉を身近なこととして捉え、支え合う意識を持つことが重要です。このため、福祉に関する意識の醸成や地域におけるネットワークづくり、人材の育成・確保などに取り組み、町民が主役となったまちづくりを推進します。

基本目標2 地域で安全・安心に暮らせるまちづくり

福祉ニーズが多様化している中で、高齢者や障がい者、子どもなど、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう取り組むことが重要です。このため、地域住民、関係団体、社会福祉協議会、行政などが協働・連携して取り組み、地域で安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

基本目標3 誰も取り残さないまちづくり

福祉に関する課題が複雑化・複合化する中で、一人ひとりの抱える課題に寄り添い、継続的に支援していく体制づくりに取り組むことが重要です。このため、それぞれの課題に分野を横断して対応できるよう、包括的支援体制の構築に取り組み、誰も取り残さないまちづくりを推進します。

3. 施策の体系

基本理念	基本目標	基本施策	施策の方向性
誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり	1 町民みんなが つながり、 支え合う まちづくり	(1)地域福祉に 関する意識の 醸成	①地域福祉に関する広報・啓発活動の推進 ②自治公民館を核とした活動への支援
		(2)地域福祉を担う 人材の育成・確保	①地域活動団体等への支援 ②地域リーダーの育成・確保と活動支援 ③ボランティア等の育成・確保と活動支援 ④地域住民・関係団体等との連携、 ネットワークの形成支援
	2 地域で安全・ 安心に暮らせる まちづくり	(1)多様な 福祉サービスの 充実	①高齢者保健福祉の推進 ②障がい福祉の推進 ③子ども・子育て支援の推進 ④生活困窮者自立支援の推進 ⑤自殺のないまちづくりの推進
		(2)地域における 見守り体制の 充実、権利擁護	①地域見守り活動の推進 ②成年後見制度の利用支援 ③虐待防止体制の充実 ④防犯・安全対策の推進
		(3)災害時における 要配慮者への 支援	①災害時における要配慮者への支援対策の 推進 ②地区防災力の強化 ③全ての人にやさしい避難所機能の充実 ④個別避難計画の策定
	3 誰も 取り残さない まちづくり	(1)包括的な支援 体制の構築	①重層的支援体制の整備
		(2)相談支援体制、 情報提供の充実	①相談支援体制の充実 ②情報提供の充実

第5章 施策の展開

基本目標1 町民みんながつながり、支え合うまちづくり

基本施策

(1)地域福祉に関する意識の醸成

町民一人ひとりがお互いに支え合うことができる地域づくりを進めるために、地域福祉に関する意識の醸成に取り組みます。また、自治公民館の活動への支援を通して、地域住民のつながりを深めるよう交流の場や居場所づくりに取り組みます。

<施策の方向性>

- ①地域福祉に関する広報・啓発活動の推進
- ②自治公民館を核とした活動への支援

(2)地域福祉を担う人材の育成・確保

地区役員や民生委員児童委員・主任児童委員、ボランティア・NPOなどは、地域福祉を推進する上で重要な役割を担っていることから、情報共有・ケース検討・サービス調整などの連携を深めるとともに、ネットワークの形成に取り組みます。

また、地域課題を発見し、地域での活動を支えるための地域福祉のリーダーやボランティアなど、人材の育成・確保や活動支援に取り組みます。

<施策の方向性>

- ①地域活動団体等への支援
- ②地域リーダーの育成・確保と活動支援
- ③ボランティア等の育成・確保と活動支援
- ④地域住民・関係団体等との連携、ネットワークの形成支援

主な事業・取組

事業・取組名	概要	担当課等
地域自治支援事業	自治公民館活動の参加促進のため、新たな取組に向けた支援を行い、地域見守り活動を通し、自助・共助の意識啓発を図る。	まちづくり課
コミュニティ施設整備事業	自治活動や住民の福祉を増進するための施設として、各校区に配置しているコミュニティ施設の整備の充実を図る。	まちづくり課
子ども会育成支援事業	子ども会、ボランティア活動、世代を超えた交流活動などの情報提供を行い、地域活動への子どもたちの積極的な参画を図り、地域の良さや課題にふれ、地域の一員として地域の課題解決に取り組む意識を高める。	教育課
Team Kawaminami 学びのネットワークづくり事業（地域学校協働本部事業）	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動を行う。	教育課
長寿会	各長寿会及び長寿会連合会が、高齢者の生きがいや健康づくり、介護予防・友愛訪問（声かけ運動）等の活動、環境美化活動、ボランティア活動等に取り組む。	福祉課
地域福祉推進会議	様々な地域ニーズを解決するため、地域の関係者等を招集し新たなサービスの構築などを協議する。	福祉課
社会福祉大会事業	社会福祉に寄与し、特にその功績が顕著であった方を表彰するとともに、福祉講演を行うことで、町民の福祉意識の高揚を図る。	社会福祉協議会
重層的支援体制整備事業	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、制度の狭間にある要援護者からの相談への対応、必要なサービスにつなぎ福祉サービスの利用支援を行う。	福祉課 社会福祉協議会
地域ふれあいサービス事業	地域住民主体のふれあい活動（サロン活動）に対し、活動資金の助成やレクリエーションの支援を行う。	社会福祉協議会
ボランティア養成事業	各種ボランティアの養成講座を開催し、ボランティア団体の育成支援を行う。	社会福祉協議会
社会福祉推進校事業	町内の小中学校の児童、生徒に福祉への理解と関心を高めてもらうことを目的に、それぞれの学校の実情に合わせて福祉に関する事業や体験活動等を実施してもらうための助成金を交付する。	社会福祉協議会
小学生サマー福祉体験事業	夏休み期間中、小学生高学年（４～６年）を対象に、福祉体験事業を行い、福祉に対する理解を深め福祉に関するリーダー的な役割を担う児童の育成を図る。	社会福祉協議会

実施計画

実施主体	実施内容
町民	・率先して声を掛けたり、笑顔であいさつをします。 ・地域の行事やボランティア活動に積極的に参加します。 ・地域で顔の見えるつながりをつくれます。
地域	・地域全体であいさつや声掛けに心掛けます。 ・より多くの方が参加できるように、地域活動に参加しやすい雰囲気づくりや、地域行事の実施内容を検討します。 ・様々な機会を通じて、住民向けにボランティア活動への参加を呼びかけます。
社会福祉協議会	・自治公民館や地域団体、事業所、学校などとの連携を強化しながら、地域住民が主体となった地域福祉活動を推進します。 ・福祉に関するイベントや地域の行事を活用し、各団体が交流できる場を提供します。 ・地域住民が交流できる場づくりや地域の課題解決に向けて地域住民と考える機会づくりに取り組みます。 ・町民が子どもの頃から地域や福祉に関わる機会をつくるため、関係機関と連携しながら福祉教育を学校や地域で実施します。 ・ボランティアの育成・確保及びボランティア活動の拡充を図ります。 ・SNS等を活用して、募金活動の周知・啓発を図ります。
行政	・自治公民館活動に対して、活動支援のための財政的支援を行います。 ・自治公民館長に対して研修機会や交流の場を提供し、住民主役のまちづくりを支援します。 ・ボランティア育成や専門学校卒業者などに対する地元での就職支援など、福祉を支える人材の確保に取り組めます。 ・地区における健康づくりや見守りなどの健康・福祉の担い手として、高齢者による地区内シルバーボランティア活動に対して、組織化や活動への支援の充実を図ります。

評価指標

項目	現状 (令和7年度)	中間 (令和10年度)	目標 (令和12年度)	対象事業等
地域のつながりが「強い」又は「少し強い」と回答した人の割合	50.6%	－	増加	町民調査
助け合いや支える地域の範囲を「自治公民館程度」と回答した人の割合	15.3%	－	増加	町民調査
ボランティア養成講座受講者数	24人/年	27人/年	30人/年	ボランティア 養成事業
広報誌発行回数	13回	13回	13回	社協だより（4回） 包括だより（4回） 基幹だより（4回） ボランティア広報誌 （1回）
見守りネットワーク協力機関数	未構築	構築	増加	地域福祉 推進会議
百歳体操実施会場数	35箇所	37箇所	40箇所	地域介護予防 活動支援事業

基本目標 2 地域で安全・安心に暮らせるまちづくり

基本施策

(1)多様な福祉サービスの充実

高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者、ひきこもり、ヤングケアラーなど支援を必要としている人に対して、一人ひとりのニーズに応じた福祉サービスの充実、質の向上に取り組めます。

また、全庁的な取組である自殺対策について、関係課との連携を図りながら取り組めます。

<施策の方向性>

- ①高齢者保健福祉の推進
- ②障がい福祉の推進
- ③子ども・子育て支援の推進
- ④生活困窮者自立支援の推進
- ⑤自殺のないまちづくりの推進

(2)地域における見守り体制の充実、権利擁護

ひとり暮らし高齢者や子育て世帯など支援を必要とする人が地域の中で孤立しないよう、地域住民一人ひとりがお互いを気にかかけ、見守り、声を掛け合うなど地域見守り活動の促進に取り組めます。

また、誰もが地域で自分らしく生活できるよう、判断能力が十分でない人の権利擁護の取組を進めるとともに、虐待の防止、警察や関係機関と連携した地域ぐるみによる防犯・安全対策の推進に取り組めます。

<施策の方向性>

- ①地域見守り活動の推進
- ②成年後見制度の利用支援
- ③虐待防止体制の充実
- ④防犯・安全対策の推進

(3)災害時における要配慮者への支援

南海トラフ地震や豪雨など、防災対策が重要となっている中で、日ごろの備えと災害時の対応が必要となっています。

このため、地域ぐるみで「自分たちの地域を守る」という意識の醸成に取り組むとともに、地域における自主防災組織の取組を支援します。また、災害時に必要な支援ができるよう、ひとり暮らし高齢者や障がい者など要支援者を把握し、地区役員や民生委員児童委員などと連携しながら、平常時から情報共有体制の整備・充実を図るとともに、要支援者一人ひとりの個別避難計画の策定を進め、災害時における支援の仕組みづくりに取り組みます。加えて、高齢者や障がい者がバリアフリー、プライバシーなどの点で安心して利用できるよう避難所となる公共施設の機能の充実を図ります。

<施策の方向性>

- ①災害時における要配慮者への支援対策の推進
- ②地区防災力の強化
- ③全ての人にやさしい避難所機能の充実
- ④個別避難計画の策定

主な事業・取組

事業・取組名	概要	担当課等
自主防災組織	防災知識の普及・啓発や避難訓練を行い、地域防災力の向上に努める。	総務課
交通安全啓発事業 (通学時の街頭指導)	主に、各時季に実施される交通安全運動期間において、地域、各種団体等と連携して通学時における街頭指導を実施し、交通事故のない地域を目指す。	総務課
川南メールの利用促進	高鍋警察署からの防犯情報や町からの防災情報などを、希望する町民に配信する。希望する町民（川南メール登録者）の増加を促進することで、町民の防犯・防災意識の高揚を図り、安全・安心なまちづくりを推進する。	総務課
緊急通報システム事業	ひとり暮らし高齢者や重度障がい者の世帯など、見守りが必要な世帯に対し、緊急通報システムを貸し出し、コールセンターで緊急時の対応や相談に応じてもらう。	福祉課
権利擁護支援	高齢者が、地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活を送ることができるよう、専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のために必要な支援を行う。	福祉課 地域包括支援センター
認知症サポーター養成講座	認知症について正しく理解してもらうために認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の人やその家族を支援する関係者の連携やネットワークの形成、相談支援体制の構築を図る。	福祉課 地域包括支援センター

成年後見制度利用 支援事業	高齢者の権利・財産の保護のため、高齢者やその親族等に成年後見制度の説明や申立ての支援を行うとともに、高齢者等の状況に応じて、町長申立てにつなげる。また、認知症や障がい等により判断能力が不十分で、親族による後見等開始の審判の申立てができない方について、町長申立てを行うとともに、必要に応じて申立費用や後見人等への報酬の助成を行う。	福祉課 地域包括支援センター
成年後見制度法人 後見支援事業	児湯5町1村で実施するこゆ成年後見支援センターと連携し、成年後見制度における法人後見の受任体制の整備、市民後見人等の育成や活動支援を推進する。	福祉課
保護司	保護司法及び更生保護法に基づき、法務大臣により任命される一般職の国家公務員であり、犯罪や非行に陥った人の更生及び犯罪予防活動を行う。	福祉課
障害者福祉協議会	障がい者やその家族により構成されている団体であり、会員相互の協力により障がい者の福祉向上のための様々な活動を行う。	福祉課
川南町要保護児童対策地域協議会の充実	年1回の代表者会議と4回の実務者会議を開催し、要保護児童や特定妊婦への適切な支援を図るため、協議会の充実を目指す。	福祉課
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	福祉課
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	児童福祉法の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る。	教育課
放課後子供教室推進事業（元気っ子子ども教室）	地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちと共に学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを行う。 特定の活動に偏らないように心掛けるとともに幅広い分野の体験活動ができるように努める。	教育課
障害者自立支援協議会	障がいを持つ方が安心して地域生活を送るために、関係機関団体等が連携し、より良い支援体制の整備を図る。	福祉課
ひとり暮らし高齢者実態把握事業	70歳以上のひとり暮らし高齢者の状況を把握することで、孤立の防止や災害時の迅速な避難を支援する。	社会福祉協議会
おたっしゃ会食会 (ひとり暮らし高齢者食事会)	70歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に昼食会を開催し、孤独感の解消と交友を深め、楽しく過ごしていただく時間を提供する。	社会福祉協議会
福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な方に対し、福祉サービスの利用手続きや金銭管理の手伝いを行う。	社会福祉協議会
たすけあい金庫貸付事業	低所得世帯等に対し、資金の貸付けと必要な援助活動を行うことにより経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるように支援することを目的とする。	社会福祉協議会
たすけあい福祉サービス事業	公的な福祉サービスだけでは対応しきれない高齢者、障がい者等に対して、様々な福祉サービスを提供することにより誰もが安心して暮らすことができる地域福祉・在宅福祉の推進を図ることを目的とする。	社会福祉協議会
チャイルドシート貸出事業	乳幼児及び保護者の健全な外出促進等を目的として、乳幼児用のチャイルドシートを貸し出す。	社会福祉協議会
災害見舞金支給事業	災害による被災者世帯に対して、災害見舞金を支給し、被災者の心の痛手を慰め、被災世帯への福祉の増進に資することを目的として実施する。	社会福祉協議会

歳末たすけあい配分金事業	歳末たすけあい募金配分金を利用して、児童福祉施設への慰問活動や生活困窮者への食糧支援のための食料の備蓄等を行い地域福祉の推進を図る。	社会福祉協議会
給食サービス事業	おおむね65歳以上のひとり暮らし、又は、高齢者のみ世帯等に対し、夕食の配食を行うことにより、栄養改善と配達時の安否確認、対話等による孤独感の解消を図る。	社会福祉協議会
生活福祉資金貸付事業	低所得世帯、障がい者世帯、又は、高齢者世帯に対し、県社協が必要に応じた資金貸付を行うとともに、民生委員を通じ必要な援助、指導を行うことにより、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進、加えて在宅福祉、社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるようにすることを目的として実施する。	社会福祉協議会
見守りネットワーク事業	町民が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、ひとり暮らし高齢者や障がいのある方を対象に地域全体で見守りを行うネットワークを構築する。	福祉課 社会福祉協議会
もぐぴよ便	生活が大変と感じる子育て世代を支援するため、町内の事業所や農業者から食料の提供を受け、支援を届ける宅食事業	社会福祉協議会

実施計画

実施主体	実施内容
町民	・避難訓練などに積極的に参加します。 ・地域の危険箇所や避難場所を把握します。 ・近所のひとり暮らし高齢者等に対する見守りを心掛けます。 ・移動や買物に困っている方がいたら、出来る範囲で手助けするように心掛けます。 ・認知症や障がいのある方等についての理解を深めます。 ・虐待等が疑われる場合、速やかに関係機関につなげます。 ・日ごろから、福祉サービスや制度に関心を持ち、必要なときにスムーズにサービスが受けられるよう情報収集を行います。
地域	・避難訓練実施の周知に努めます。 ・地域の危険箇所や避難経路、避難場所の周知に努めます。 ・ひとり暮らし高齢者等の見守り活動を推進するとともに、高齢者サロンの実施内容の充実に努めます。 ・見守り活動や地域活動を通して、生活困窮者の把握に努めます。 ・様々な支援が必要な方に対して、相談窓口や関係機関につなげるように努めます。

社会福祉協議会	・ひとり暮らし高齢者の実態把握や社会的に孤立させないための会食会などの取組を引き続き実施します。 ・認知症高齢者や知的障がい者など、判断能力が不十分な人に対する福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理支援等を適正に実施します。 ・様々な機関や事業所の参画によるネットワークを構築し、ひとり暮らし高齢者や社会的孤立者の見守りや通報体制の整備を引き続き行います。 ・生活困窮者に対する相談・支援体制の一層の充実を図ります。 ・高齢者サロンなど地域で交流する場を拡充し、あらゆる世代が集い、交流を図り、悩みを相談できる場づくりを進めます。
行政	・自然災害発生時の被害範囲、避難経路、避難場所などを地図上に示した地区ごとの防災ハザードマップを作成・更新します。 ・災害時における地域住民の安全確保のため、福祉避難所などを含む必要な施設の整備を図ります。 ・自主防災組織の基盤強化や地域の一体的なつながり、災害に強い地域づくりを推進します。 ・地域や各種団体と連携強化を図り、個別避難計画の策定を進めます。 ・障がい者への理解の浸透や当事者団体・専門機関などとの連携により、障がい者や家族への支援を広げます。 ・各地域の実態を踏まえ、移動支援や買物支援のあり方を検討します。 ・高齢者や障がい者等に対する虐待・差別の早期発見や事案への対応、養護者等の支援、周囲への理解浸透を行います。 ・ニーズに応じた保育・子育て支援事業の充実を図るとともに、必要とする支援を選択して利用できるよう、充実した情報提供や相談・援助などを実施します。 ・ハローワークや関係機関との連携を強化し、生活困窮者の包括的な相談や寄り添った支援を行います。 ・誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、自殺対策を推進します。 ・子どもの貧困対策推進のために、関係団体・関係機関等と連携して問題解決に取り組めます。 ・多職種との連携や地域との連携を図りながら、一体となって介護予防や自立支援等に取り組めます。

評価指標

項目	現状 (令和7年度)	中間 (令和10年度)	目標 (令和12年度)	対象事業等
自主防災組織設置数	4箇所	8箇所	12箇所	自主防災組織
災害に対する備えを「十分している」又は「ある程度している」と回答した人の割合	44.4%	－	増加	町民調査
川南メール登録者数	634人	800人	1,000人	川南メールの 加入促進
高齢者デイサービス(地域ふれあいサービス)開催率	87%	90%	95%	地域ふれあい サービス
百歳体操実施会場数（再掲）	35箇所	37箇所	40箇所	地域介護予防 活動支援事業
防災活動に関する情報発信回数	12回	12回	12回	自主防災組織
本町が安心して妊娠・出産できる環境にあるかについて、「そう思う（どちらかといえばそう思う）」と回答した人の割合	31.9%	－	増加	町民調査
認知症サポーター養成数（延べ）	2,119人	2,350人	2,600人	認知症地域支援・ ケア向上事業
認知症高齢者等搜索模擬訓練実施地区数（年間）	2地区	2地区	2地区	認知症地域支援・ ケア向上事業

基本目標 3 誰も取り残さないまちづくり

基本施策

(1) 包括的な支援体制の構築

地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の支援体制では狭間のニーズへの対応に課題があります。このため、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者などさまざまな福祉分野に関わる包括的な支援体制の構築が求められています。

このようなことから、国では、市町村において包括的な支援体制を構築するため、さまざまな福祉分野の取組に横串を刺すための手法として「重層的支援体制整備事業」を進めています。（※本町では令和8年度から本格実施予定）

<施策の方向性>

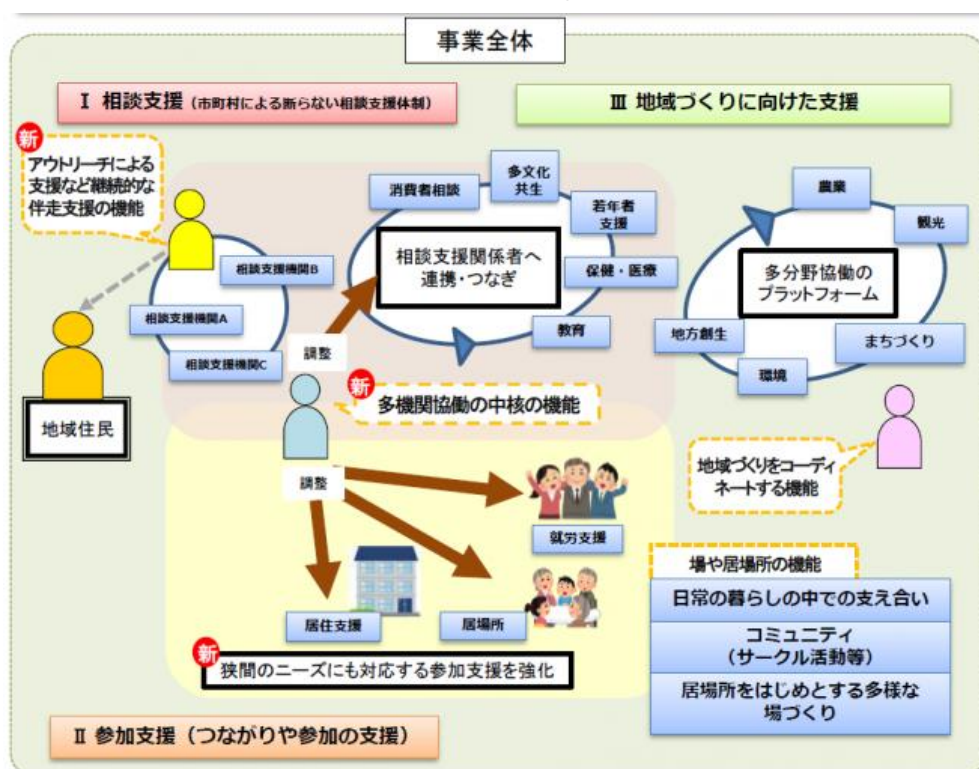
① 重層的支援体制の整備

重層的支援体制整備事業について

<重層的支援体制整備事業の概要>

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において属性を問わない「1.相談支援」、「2.参加支援」、「3.地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設された改正社会福祉法が令和3年4月1日から施行されました。

<重層的支援体制整備事業のイメージ図>



＜重層的支援体制整備事業における各事業の概要＞

重層的支援体制整備事業における各事業の内容については、以下のように社会福祉法第106条の4第2項に規定されています。それぞれの事業は個々に独立して機能するものではなく、一体的に展開することで一層の効果が出るとされています。

事業名	内容
包括的相談支援事業 (第1号)	属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める。 ・支援機関のネットワークで対応する ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業 (第2号)	社会とのつながりを作るための支援を行う。 ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業 (第3号)	世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する。 ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (第4号)	支援が届いていない人に支援を届ける。 ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業 (第5号)	市町村全体で包括的な支援体制を構築する。 ・複雑かつ複合的な課題の解きほぐしを行う ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・支援関係機関の役割分担を図る

(2)相談支援体制、情報提供の充実

支援を必要とする人が地域や支援機関につながるができるよう、相談支援体制の充実を図ります。また、福祉に関する情報提供を充実させることで、さまざまな課題を抱える人や世帯が地域で埋もれることなく早期に発見されるよう取組を進めます。

＜施策の方向性＞

- ①相談支援体制の充実
- ②情報提供の充実

主な事業・取組

事業・取組名	概要	担当課等
総合相談支援事業	高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるように、地域におけるネットワークの構築、初期段階の相談対応、専門的・継続的な相談支援を行う。	福祉課 地域包括支援センター
地域ケア会議	高齢者等の多様なニーズに対し、保健、医療及び福祉のサービスが包括的かつ継続的に提供されるように、地域における社会資源を総合的に調整し、困難事例や広域的な課題について検討する。	福祉課 地域包括支援センター
障害者相談支援事業	障がい者等が障害福祉サービス等を利用しつつ、能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう相談支援を実施する。	福祉課 基幹相談支援センター
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師や助産師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。	福祉課 町民健康課
発達相談事業	就学前の乳幼児健診等で発育や発達に不安があると思われる幼児とその保護者に対し、保健師、保育士、公認心理師、言語聴覚士等による相談、訓練、指導を行う。	町民健康課
重層的支援体制整備事業(再掲)	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、制度の狭間にある要援護者からの相談への対応、必要なサービスにつなぎ福祉サービスの利用支援を行う。	福祉課 社会福祉協議会
地域ふれあいサービス事業(再掲)	地域住民主体のふれあい活動（サロン活動）に対し、活動資金の助成やレクリエーションの支援を行う。	社会福祉協議会
ボランティア養成事業(再掲)	各種ボランティアの養成講座を開催し、ボランティア団体の育成支援を行う。	社会福祉協議会
生活支援体制整備事業	高齢者を地域で支え合う地域づくり、たすけあい活動の推進を図る。	社会福祉協議会
見守りネットワーク事業(再掲)	町民が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、ひとり暮らし高齢者や障がいのある方を対象に地域全体で見守りを行うネットワークを構築する。	福祉課 社会福祉協議会
社会福祉法人連携事業	多様化・深刻化する福祉課題の解決に向けて町内の社会福祉法人等が課題を共有し、連携・協働して実施可能な公益的な取組を行う。	社会福祉協議会
社会福祉推進校事業(再掲)	町内の小中学校の児童、生徒に福祉への理解と関心を高めてもらうことを目的に、それぞれの学校の実情に合わせて福祉に関する事業や体験活動等を実施してもらうための助成金を交付する。	社会福祉協議会
小学生サマー福祉体験事業(再掲)	夏休み期間中、小学生高学年（4～6年）を対象に、福祉体験事業を行い、福祉に対する理解を深め福祉に関するリーダー的な役割を担う児童の育成を図る。	社会福祉協議会

実施計画

実施主体	実施内容
町民	・地域の高齢者や障がい者、子どもなどの状況について理解を深めます。 ・福祉教育に関する講習や研修等に積極的に参加します。 ・困っている人を見て見ぬふりをせず、「我が事」として問題解決に努めます。 ・自分で解決出来ない困り事は、御近所に手助けを求めるなど「助けられ上手」になるようにします。
地域	・地域の状況や課題を共有し、解決策を検討します。 ・地域の関係団体や関係機関との連携を強化します。 ・困っている人の相談を受け止め、関係機関につなぐように努めます。 ・地域活動の困り事は、必要に応じて行政や社会福祉協議会に相談します。
社会福祉協議会	・コミュニティソーシャルワーカーによる制度の狭間にある人からの相談への対応、必要なサービスへのつなぎ、各種福祉サービスの利用申請支援などを引き続き実施します。 ・相談事業に関する情報を地域へ発信するとともに、地域住民に向けた相談会等を実施します。 ・地域では解決が難しい生活課題について、多職種・他機関と連携して解決を図る体制を構築します。
行政	・身近な地域の福祉に関する様々な情報提供を行います。 ・担い手育成のため、定期的な福祉リーダー研修の実施を検討します。 ・教育機関と連携し、子どもたちが地域福祉活動へ関わる機会の充実を図ります。 ・妊娠や出産、子育て、健康、介護、障がい、生活困窮など、年齢やその状態により区分することなく相談できる体制の整備を図ります。 ・支援を必要としているにもかかわらず、現状では適切なサービスを受けることができない人も対象とした相談体制の整備を図ります。 ・既存の相談窓口の連携を強化し、町全体として包括的相談支援体制を推進します。 ・支援を必要としている本人のニーズを起点とした相談支援体制を推進します。 ・相談窓口や相談機関について積極的に情報発信するとともに、相談しやすい環境づくりに取り組みます。

評価指標

項目	現状 (令和7年度)	中間 (令和10年度)	目標 (令和12年度)	対象事業等
広報紙やホームページ、SNS を活用した地域で実践されている福祉活動の周知	13回/年	13回/年	13回/年	広報誌 (社協だより、 包括だより、 基幹だより)
	97回/年	100回/年	100回/年	SNS (ホームページの ブログ、Facebook、 Instagram)
百歳体操実施会場数（再掲）	35箇所	37箇所	40箇所	地域介護予防 活動支援事業
生活困窮者等へのアウトリーチ件数	0件	5件	10件	重層的支援体制 整備事業

第6章 第二期川南町成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の趣旨

近年、高齢化の進行や認知症高齢者の増加、知的障害・精神障害のある方の地域生活の進展に伴い、判断能力が不十分な方を支える体制の充実が求められています。

成年後見制度は、判断能力が不十分な方の権利を擁護し、地域で安心して暮らし続けることを支える重要な制度です。

第二期川南町成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）は、国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（内閣府）を踏まえ、本町における成年後見制度の利用促進及び権利擁護支援体制の整備を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2 計画の位置づけ

この基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定に基づき、本町における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画として位置づけています。

なお、「第4期川南町地域福祉総合計画（地域福祉計画・地域福祉活動計画）」と一体的に策定していることから、基本計画の期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

3 本町の現状と課題

(1) 高齢者等の状況

令和7年における本町の高齢化率は38.2%で、今後も増加が見込まれています。

また、認知症高齢者の増加や知的障害者、精神障害者を支える親の高齢化による「親なき後問題」が懸念されています。

(2) 成年後見制度の利用状況

近年の成年後見制度の利用件数は年間115件程度で、町長申立件数は年間2件程度となっていますが、制度の周知不足などで制度利用につながっていないことが考えられます。

(3) 相談支援体制の状況

現在、成年後見制度に関する相談は、福祉課、地域包括支援センター及びこゆ成年後見支援センターで対応しています。また、こゆ成年後見支援センターでは、専門的助言体制や関係機関との連携強化を図っています。

4 基本理念及び基本目標

(1) 基本理念

「尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の構築」

(2) 基本目標

- ①相談支援体制の強化
- ②成年後見制度の利用促進
- ③関係機関との連携強化

5 施策の推進

(1)相談支援体制の強化

成年後見制度に関する相談窓口を明確化し、福祉課、地域包括支援センター及びこゆ成年後見支援センターを中心に、適切な制度利用につなげる体制を整備します。

また、こゆ成年後見支援センターでは、必要に応じて専門職団体や関係機関と連携し、専門的助言を受けられる体制を確保します。

(2)成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用を促進するために次の取組を実施します。

①普及啓発の推進

こゆ成年後見支援センターにおいて、成年後見制度の内容や利用促進についてのパンフレット等を作成し、配布を行います。また、地域で見守りを行う民生委員や福祉関係者等と情報を共有し、利用ニーズを把握し、支援が必要な方の早期発見・早期対応に努めます。

②成年後見制度利用支援事業の実施

判断能力が不十分で身寄りがない等の理由により申立てが困難な方については、適切に町長申立を実施します。

また、成年後見人等への報酬の支払が困難な場合は、その報酬の全額又は一部を助成し、後見制度の利用を支援します。

③市民後見人育成、活動支援の実施

こゆ成年後見支援センターと連携し、市民後見人の活動支援や役割の周知などに努めます。

(3)関係機関との連携強化

包括的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワークを構築するため、医療・福祉・司法・地域団体等が互いに連携し、権利擁護支援の地域連携ネットワークの連携強化を図ります。

①こゆ成年後見支援センター（中核機関）

今後も近隣町村（児湯5町1村）で設置している中核機関「こゆ成年後見支援センター」との連携強化を図ります。

こゆ成年後見支援センターでは、「広報機能」、「相談機能」、「成年後見制度利用促進機能」、「後見人支援機能」により成年後見制度の普及啓発、後見人等候補者の受任調整、親族後見人の支援など地域における権利擁護体制の充実を図ります。

②成年後見ネットワーク協議会こゆ

成年後見ネットワーク協議会こゆでは、こゆ成年後見支援センターを中心に行政、福祉、医療、司法、金融機関等により構成された組織で定期的に会議を開催しています。

今後も会議、研修等を通じて関係機関と情報共有を行い、成年後見制度への理解を深めると共に、多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動できるようネットワークの強化を図ります。

第7章 第二次川南町再犯防止推進計画

1. 計画策定の背景・趣旨

全国的に刑法犯の認知件数は減少傾向で推移していたものの、令和4年に20年ぶりに増加に転じました。検挙人員に占める再犯者率は、近年は40%台後半で推移しており、「再犯」を防止することが重要な課題となっています。

このようなことから、国においては平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、平成29年に再犯防止推進計画が策定されました。その後、令和5年3月には再犯防止施策のさらなる推進を図るため、第二次再犯防止推進計画が閣議決定されました。

また、県においても令和6年度に第二次宮崎県再犯防止推進計画を策定し、再犯防止の取組をさらに推進しています。

本町においても、令和4年度に策定した川南町再犯防止推進計画に基づき、再犯防止に関する取組を進めてきました。このような中、近年の状況や国や県の第二次再犯防止推進計画で示された課題への対応を図るため、「第二次川南町再犯防止推進計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

この計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。また、国や宮崎県の再犯防止推進計画などの関連計画との連携・整合を図ります。

3. 基本方針

国及び県の第二次再犯防止推進計画を踏まえ、以下の基本方針を設定します。国や県、関係団体等と連携を図りながら、取組を進めます。

- (1) 広報・啓発活動の推進
- (2) 就労・住居の確保
- (3) 保健医療・福祉的支援
- (4) 非行の防止と就学支援
- (5) 国や県、関係機関・団体等との連携強化

4. 施策方針

(1) 広報・啓発活動の推進

国では、昭和26年から、犯罪や非行の防止と罪を犯した者たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である、“社会を明るくする運動”が実施されています。また、国民の間に広く再犯の防止等についての関心を深めるため、7月を“再犯防止啓発月間”に定めています。しかしながら、再犯の防止等に関する施策は、地域住民にとって必ずしも身近でない状況とされています。

このため、再犯防止への関心と理解を促し、身近な問題として捉えてもらえるよう、国や県、関係団体等と連携しながら、広報・啓発活動に努めます。

(2) 就労・住居の確保

国の再犯防止推進計画によると、全国で刑務所を満期で出所した人のうち約5割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所しており、これらの人は帰住先が確保されている人と比較して、再犯に至るまでの期間が短いとされています。また、刑務所に再び入所した人のうち約7割が、再犯時に無職であり、仕事に就いていない人の再犯率は仕事に就いている人と比べて約3倍と高いことから、不安定な就労状況が再犯のリスク要因とされています。

このため、罪を犯した人等が安定した生活基盤を確立するため、それぞれの状況に応じた就労・住居の確保の支援に努めます。

(3) 保健医療・福祉的支援

国の再犯防止推進計画によると、全国の出所受刑者の2年以内の再入率は全世代の中で高齢者が高い傾向にあり、知的障がいのある受刑者については再犯までの期間が短いとされています。

このため、高齢者や障がい者が必要とする医療や福祉サービスを適切に提供し、自立した生活を営むことができるよう関係機関との連携に努めます。

(4) 非行の防止と就学支援

我が国の高等学校進学率は、令和6年では98.6%でほとんどの人が進学している状況です。このような中、刑務所入所者のうち30.8%は高等学校に進学していません。また、高等学校中退者も23.5%と少なくない状況です。

国の再犯防止推進計画によると、罪を犯した人等の学びや進学・復学の支援体制が十分でないことなどが課題とされています。

これらのことから、児童・生徒の健全育成を図り、学校や地域において非行の未然防止及び早期の対応を図るとともに、罪を犯した人等への進学・復学といった就学支援に努めます。

(5)国や県、関係機関・団体等との連携強化

罪を犯した人等が、地域社会の一員として、地域社会で孤立することなく安定した生活を送るためには、国や県、関係機関・団体等と情報共有を図り、連携を強化しながら取り組むことが重要です。

このため、再犯を防止するためには、途切れることのない支援が必要となることから、定期的な情報交換・情報共有を図りながら、取組を進めます。

第8章 計画の推進

1. 円滑な推進のための責務と役割

行政は住民の福祉向上を目指して社会福祉施策を総合的に推進する責務があります。しかしながら、地域における多様な生活課題を解決するためには行政の取組だけでは担いきれない現状があります。

このようなことから、本計画を円滑に推進するためには、地域住民、関係団体・関係機関、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を担う必要があります。それぞれが果たす責務と期待される役割は以下のとおりです。

(1)地域住民

一人ひとりが地域福祉を推進するための担い手として、地域の福祉ニーズや福祉施策に関心を持ち、地域福祉活動への積極的かつ主体的な参加が求められています。

(2)民生委員・児童委員、ボランティアなど

福祉サービスが必要な住民に対して主体的な支援を行う者として、地域の福祉ニーズを把握し、行政や事業者等と協力・連携することが求められています。また、地域住民に対して、地域における福祉活動等に参加するよう働きかけを行うなどの役割が求められています。

(3)医療機関、福祉サービス事業者など

医療や福祉サービスの質の向上を図るとともに、医療・介護・福祉ネットワークを形成し、定期的な情報交換を行い、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、医療・介護・福祉の連携を図ることが求められています。

(4)社会福祉協議会

地域福祉を推進するにあたって、行政や地域住民、社会福祉事業者等を結ぶ活動拠点としての役割を担います。併せて、福祉に関する情報収集・提供、住民の交流の場づくり、福祉ボランティアの人材育成・確保等を行います。

(5)行政

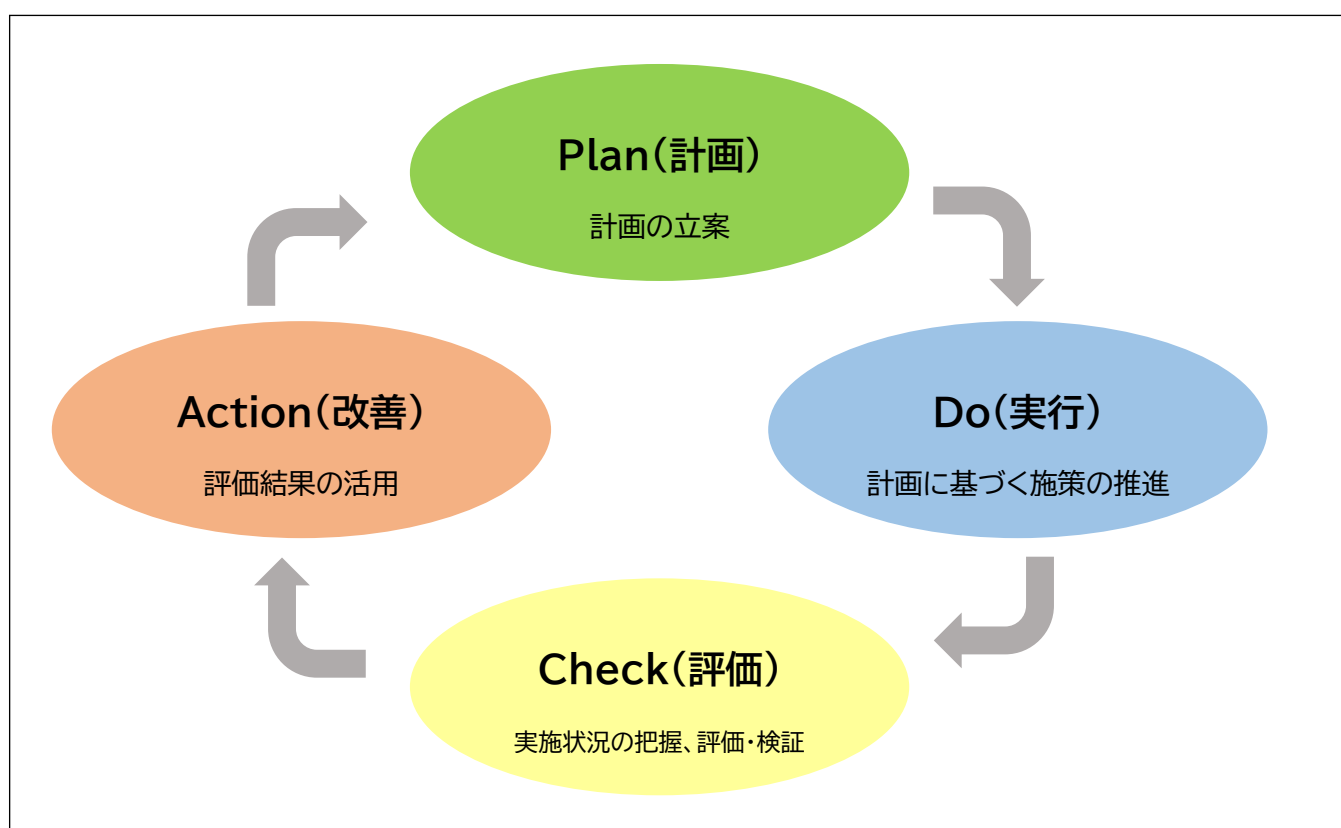
地域福祉を推進するための調整役、リード役としての役割を担い、福祉サービスの適切な利用促進のための基盤整備をはじめ、地域福祉への住民参加を積極的に推進します。

2. 計画の点検・評価

地域福祉推進のためには、計画策定（Plan）後、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Action）を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画の進行管理については、地域住民、関係団体・関係機関、社会福祉協議会と連携しながら、計画の進捗状況や達成状況について把握し、評価・検証を行うなど、協働による計画の実効性・実現性を目指します。

<計画の点検・評価>



第4期川南町地域福祉総合計画(地域福祉計画・地域福祉活動計画)策定委員 名簿

No	氏 名	所 属
1	安藤 洋之	保護司会会長
2	加藤 由紀夫	学識経験者
3	長池 秀明	福祉施設代表
4	永田 雄三	福祉施設代表
5	永友 敬央	福祉施設代表
6	日高 省吾	司法書士
7	日高 孝氏	社会福祉委員会会長
8	平川 聡	ボランティア団体代表
9	吉留 律子	赤十字奉仕団委員長

※氏名は50音順

第4期川南町地域福祉総合計画
(地域福祉計画・地域福祉活動計画)

令和8年3月

発行：川南町福祉課

〒889-1301 宮崎県児湯郡川南町大字川南13680番地1

電話：0983-27-8007 FAX：0983-32-0349
